

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【36】」
2. 日時：令和4年4月21日(木) 13時15分～15時00分、
17時00分～20時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室(13時15分～15時00分の時間、一部TV会議システムを利用)、9階A会議室(17時00分～20時30分の時間、一部TV会議システムを利用)
4. 出席者(※・・・TV会議システムによる出席)
原子力規制庁：
(新基準適合性審査チーム)
関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、畠山審査官、岩野審査チーム員

関西電力株式会社：
原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー※ 他6名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 保安水準を適用する火災感知器設計の整理について
 - ・資料-2 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 コメント回答について
 - ・資料-3 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 補足説明資料(抜粋)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の伊ワノ、
0:00:07	はい。
0:00:12	出野。
0:00:18	提出された、整理上を画面に共有していただいても、
0:00:24	それを見ながら、今日はっていう
0:00:30	関西電力、窪田です。
0:00:33	画面の共有の方、承知いたしました。そうそう。
0:00:56	完成品のクマクラです。
0:00:58	画面共有させていただきましたが、こちら確認できますでしょうか。
0:01:04	今の
0:01:13	確認できております。ありがとう
0:01:41	今日のような、
0:01:44	どうか。
0:01:50	組み合わせ。
0:01:51	組み合わせのところから、
0:01:55	特段マツイ
0:01:57	白戸。
0:02:00	アナログ
0:02:13	の全域全部同じ。
0:02:15	環境条件、
0:02:17	ところについては、議論は、
0:02:20	その上で、
0:02:21	環境条件
0:02:23	もう、
0:02:24	この環境条件、
0:02:26	衛藤。
0:02:28	これは書きぶりだけの問題なんですけども、
0:02:31	熱感知器と煙感知
0:02:33	これは 20 メートルと書いてあって、これだと煙感知器だけの記載になっ ていて、あと、
0:02:39	グルーピング化する上で、熱感知器とも、
0:02:43	と統合できるような書き方にした方が、
0:02:48	で、
0:02:50	これは多分認識相違はないので、文言だけの話。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:54	あと、その取付面高さが、消防法施行規則で規定される高さ以上の場 はいとかってという感じで、
0:03:02	各ように
0:03:06	ザイゼン所。
0:03:07	これはイメージ。
0:03:10	もう1、
0:03:17	高さ、
0:03:18	法施行規則で規定。
0:03:42	関西電力熊倉です。
0:03:46	朝、環境条件としての高さのところなんですけれども、煙感知器、
0:03:51	あとは当月間地区の方、
0:03:54	ということで、消防法施行規則で規定される方以上という記載ぶりについ て、認識に相違ございません。
0:04:04	下のところで、高さ制限のところで、
0:04:09	の環境条件がある場合は、この記載、
0:04:32	はい。
0:04:41	そう。
0:04:42	藤。
0:04:44	議論の確認ができた場所についてはハッチングをしていただき、いた だき、
0:04:50	いただければと思います。灰色の
0:04:52	別の色でも良いので、
0:04:55	はい。
0:04:56	色で確認ができたと。
0:05:27	関西電力の加賀です。
0:05:29	確認、認識が、認識相違がない、なくなったところについてはハッチング にてお示しするように、
0:06:27	例えば、
0:06:28	マツモト、
0:06:41	上の赤字のところの3、3行目のところからで、
0:06:46	建屋をバウン取りバウンダリーとした廃棄物処理ケース。
0:06:50	及び換気空調系と、
0:06:52	やる。
0:06:53	はい。
0:07:13	関西電力、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:17	はい。
0:07:18	はい。処理傾向。
0:07:20	いただいておりますが、まず、放射性物質、液体の方ですね、こちらが漏えいした場合、
0:07:26	散布で
0:07:28	パンフレット、
0:07:29	そういったもので、カバーして、
0:07:32	そのようなものを表した記載として、
0:07:41	これは、
0:07:43	すいません私の認識だと、
0:07:46	ちょっとあとでまた、Cvについてはもしかしたら違うか。
0:07:55	衛藤っていうのが、
0:07:58	放射性、放射線、
0:08:05	下に、
0:08:05	ない。
0:08:07	求める。
0:08:12	役割、
0:08:15	空調の話は、ちょっとCBのところはそれで適用できるかどうかは、さて、
0:08:21	もう、
0:08:23	伊達はい。
0:08:23	じゃあ、守れます。
0:08:25	ただ、
0:08:26	この同じエリアなり場所なりの
0:08:36	で、
0:08:37	その火災区画、
0:08:46	いいよ。
0:08:47	汚染物質が特に漏れない。
0:08:49	成績
0:08:50	ということで、はい。区長。
0:08:52	書いてあるっていうのは、理解は、
0:08:55	はい。
0:09:01	いえ、どういう役割。
0:09:15	ザイゼンのクマクラです。
0:09:17	ちょっとお時間いただき、
0:09:20	データのイワノ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:47	関西電力熊倉です。
0:09:50	ここで廃液処理系統。
0:09:52	を示してる部分なんですけれども、
0:09:54	先ほども、
0:09:56	申しましたように、
0:09:57	放射性物質
0:09:59	が漏えいした場合に、
0:10:00	その床のドレンであったり、
0:10:03	そういったもので、同じ火災、
0:10:07	格納容器内、
0:10:08	いいですね、
0:10:10	物質を止める、
0:10:12	そのような機能を持ったものを、
0:10:15	示して、
0:10:16	いうところで、
0:10:34	はい。
0:10:35	具体的なイメージが掴めない。
0:10:39	交差点廃棄物が、
0:10:40	例えば、ドレン管、
0:10:43	底部にあるドレンタンク、
0:10:45	水井三瓶から放射性物質が、
0:10:47	漏れましたと。
0:10:48	そのときに、
0:10:49	この廃液処理系統っていうのは、何がどういう廃棄処理系統な、何が廃棄処理系統で、それが漏れた放射性物質に対してどういう役割。
0:10:58	だって、管理区域内にとどめるかっていうところも、
0:11:02	していただく。
0:11:15	関西電力はこれ、
0:11:17	申し訳ございません。所長。
0:11:20	田野岩根。
0:12:25	関西電力吉田でございます。
0:12:27	廃棄物処理系統という用語はちょっと正しい使い方かどうか、
0:12:36	ちょっともうちょっと適切な言葉遣い必要かと思っておりますけども、
0:12:42	要目表で言う設備の分類では放射性廃棄物の配置施設というふうに表現されている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:54	設備に該当するかなと。
0:12:57	思ってます。これは液体、
0:13:00	であるとか、答えであるとか、そういったものが漏えいした場合に、建屋の外に漏えいするのを防止できるように
0:13:11	例えばCVであればCVサンプ
0:13:13	であるとかですね、冷却材のドレンタンク、
0:13:19	そういった
0:13:21	廃棄物を
0:13:24	外、建屋の外に出さないように、
0:13:28	ちょっと増というか、
0:13:32	管理できる。
0:13:33	そういった設備、
0:13:36	構造物、こういったものを意識して、書いてるところでございます
0:13:47	あと、そういった
0:13:51	こと重要な、
0:13:52	放射性廃棄、
0:13:55	米設備として登録されている。
0:13:58	火災防護上重要な施設、
0:14:01	これはCVの場合は、
0:14:03	サンプとかあとドレンタンク、
0:14:06	回答。
0:14:08	それを守るためのそれか、それから放射性物質が漏えいしたと。
0:14:13	どうやって、
0:14:14	管理区域内にとどめるかっていう話をしていたと理解してたんですけど。
0:14:19	何か他のところから放射性物質が漏れて、
0:14:22	その漏れたものをその散布なりドレンタンクなりを使って、
0:14:28	管理区域内にもとどめるような、小故事りっていうんですかね、話をされようとしている。
0:15:23	そのような、私の発言で、
0:15:27	取れています。
0:15:32	関西電力吉澤でございます。
0:15:34	おっしゃるようになりますね放射性物質を貯蔵するっていうと、
0:15:38	整理、
0:15:39	V3 アップというのがあって、それが火災で、機能影響を受けたら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:47	それを
0:15:50	漏えい防止できる、他の何かセキあるかというところをの質問かと認識しました。
0:16:00	おっしゃるようにCVサンプ。
0:16:03	ていうところで考えると、おかしな記載かなと。
0:16:10	こちらも思います。
0:16:12	CV内にはCVサンプ以外に、RCドレンタンクというのが、放射性物質をどうするきちと、
0:16:20	になってまして、そのRCドレンタンクは、タンクなので、漏えいの可能性はある。
0:16:27	ただ、それが漏えいしたとしても、最終的にはCVサンプで、
0:16:34	新聞外へ、
0:16:35	漏えいを防止できるという、そういったイメージですね、こちらは記載していた。
0:16:43	ものでございます。
0:16:45	確かCVサンプっていうのを、
0:16:48	適当としてみなしたら、おかしな機会かな。
0:17:01	あの、多分ここ例として、放射性物質を貯蔵する。
0:17:06	サンプルがあると思う。
0:17:09	あと、ドレンタンクも含めて二つ含めて、説明する、その他って書いてあるところに多分ドレンタンクは1、
0:17:16	そう。
0:17:17	二つ含めて、
0:17:18	放射性物質が管理区域に閉じ込めるってことを説明。
0:17:22	しようとするとならば、今説明されてるような、
0:17:28	だと合わないと思いますので、
0:17:30	ちょっと違う
0:17:33	目が、
0:17:34	ようなのか。
0:17:41	関西電力の方で、括弧書き、放射性物質の漏えいのところの括弧書きのところを書いていただいている、そもそも原子炉格納容器
0:17:51	によって、
0:17:54	惰性物質を閉じ込めるという機能が達成できますっていうことが加工品のところを書いてあると思うんですけど、そういう、今みたいところを考えるとそ、その陸通を前面に出して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:06	説明をするっていうのもあるのかなと思います。
0:18:11	で、その際にですね、ちょっと我々、
0:18:21	浅井が、
0:18:24	したときに、
0:18:26	火災が起きて、放射性物質が火災によって漏えいします。
0:18:30	で、その火災が起き、
0:18:32	同意しますと、そういう場合を考えたときに、その火災によって、
0:18:36	原子炉格納容器が、本来、
0:18:42	止められてるような、最悪生命が本当に
0:18:45	満たせるのかどうなのかっていうところが、
0:18:48	ちょっと疑問。
0:18:49	NPDところ
0:18:52	で、許可のまとめ資料ですね、ちょっと事前にページ数を、ページ数とか お伝えしていた許可のまとめ資料の、
0:19:02	浅井の発生時の原子炉のプラント停止。
0:19:06	を検討するフローチャート、これって今お手元にあり、
0:19:14	防災のクマクラです。用意してございます
0:19:17	ありがとうございます
0:19:19	フローチャートの、
0:19:21	ところからするとですね、
0:19:24	広範囲の火災が起きた場合は、原子炉をすぐに停止します。
0:19:30	いうことが、このフローチャートで、
0:19:33	示されていると。
0:19:36	そのフローチャートの内容を踏まえると、
0:19:42	そのフローチャートのフローチャートの内容を踏まえると、火災が起きて も広範囲な火災が起きた場合には、しっかり原子炉を停止するので、
0:19:51	CVの
0:19:55	Cvが、放射性物質を閉じ込めるっていうレベルの機能は、少なくとも確 保されます。
0:20:02	プラントを停止するっていう操作がある。
0:20:07	なので、そういう
0:20:10	プラントペースの、
0:20:13	手順も踏まえると、Cvの格納容器で、
0:20:16	放射性物質を閉じ込めるっていう機能が確保されるっていうような、そう いう説明ぶりの方が、今関西電力から

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:26	いただいた資料を見ていくと、適切なのかなと。
0:20:30	関西電力の方
0:20:31	この辺はいかがです。
0:20:42	関西電力、熊倉です。
0:20:45	放射性物質の貯蔵機能と、
0:20:48	ホテルに対して、理屈のところの記載なんですけれども、
0:20:52	ここは浅井が広範囲に、
0:20:54	広がっているというのを確認して、プラント停止をするといった手順を踏まえると、
0:21:00	CV閉じ込めは確保でき、
0:21:02	それ、そのような記載を、
0:21:07	記載したい。
0:21:10	今まで、
0:21:11	去年のため確認ですけど
0:21:13	広範囲ななっていることが分か判断できたらもうすぐにプラントを止めます。
0:21:18	そうすることによって、CVのそのを立てると貯蔵する
0:21:22	機能が確保されるっていう、その点は、
0:21:25	ちょっと認識取れたと思う。
0:21:49	はい、関西電力、野村です。
0:21:54	規制庁の今野です。このフローに基づいて判断をするっていうことを、元からその許可の、
0:22:01	段階から、関西電力としては、考えていたと。そういうふうに、
0:22:06	理解をしていますが、その点もよろしいです。
0:22:10	この、要はフローチャートはちゃんと生きたものです。
0:22:14	そういうふうに理解。
0:22:48	すいません。規制庁の今野。
0:22:53	関西電力熊倉です。
0:22:56	小嶋が言ってしまって申し訳ございません。
0:23:01	事前に、
0:23:05	プロをちゃんと確認する。
0:23:07	ことで、連絡いただいて、
0:23:09	てます。この今見てるか。
0:23:11	黒野。
0:23:11	もう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:12	こちらは、
0:23:13	今現在も行っておりました、これをもとに、
0:23:19	レイモー
0:23:20	等、
0:23:21	ソーサー手順ですね。
0:23:23	定めておりますので、その点は、
0:23:27	その認識を、
0:23:57	規制庁の西内ですけど。
0:24:00	衛藤。
0:24:01	はい。1点だけ先ほど今野から何か広範囲。
0:24:04	中瀬の場合にはって話あったと思いますけど、今の
0:24:08	まさに確認いただいてるフローチャートって最終的には保安規定の、
0:24:12	やっぱり、
0:24:14	いや、
0:24:15	本での、添付2の
0:24:18	火災の発生時の対応
0:24:20	原子炉格納容器の中で火災が
0:24:22	対応
0:24:23	で、
0:24:23	世界3プラントを停止する場合の話。
0:24:26	含めて書かれて、
0:24:28	整合性も、
0:24:37	含めて
0:24:45	関西の熊倉です。
0:24:47	うん。
0:24:48	保安規定の当該の、
0:24:50	記載のところもしっかり確認した上で、最終的にどのような、
0:24:54	このようなふうに記載するのか検討させていただき、
0:25:03	イデはあくまで
0:25:04	CV内のシムラで火災が発生した場合には、
0:25:08	そういうプラントを停止するっていう手順、そういう操作
0:25:12	あいまって、
0:25:14	Cv
0:25:16	がバウンダリーみたいになって放出してというのが
0:25:20	どう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:21	そういう理解をしたところ、
0:25:25	この辺はちゃんと最終的には、
0:25:37	監査委員、熊倉です。
0:25:44	SA設備、
0:25:51	同じように
0:25:53	普段、同じ
0:25:59	判断
0:26:17	欄。
0:26:19	踏まえる中があると。
0:26:21	そう。そのプラントが停止したような状態で、
0:26:26	業界での、
0:26:27	重大事故と対象。
0:26:29	重大事故等に対処するために、必要な機能が損なわれない。
0:26:34	そういったようなことを、
0:26:36	設備の
0:26:38	要件としては、
0:26:40	目指すべきなの。
0:26:58	浅井委員の熊倉です。
0:27:00	そう理解いただけますでしょうか。
0:27:03	今の、
0:27:55	関西電力吉田でございます。
0:27:58	CV内については、そういったCV内で火災が広範囲に及ぶような、そういった状況になれば、
0:28:08	速やかにプラント停止、
0:28:10	それは前までの所属等に定めて、運用中であるんで、
0:28:15	そういった状況でプラントケーションで、衛生設備について、
0:28:23	必要なていうのを、
0:28:25	行われることがない。
0:28:27	まず、
0:28:29	火災の影響、
0:28:30	方が限定できる。
0:28:33	そういった説明は可能かと思いますが、一部Cvの外にも、設備あってです ね、そこはまず違う力、
0:28:43	になるのかなというふうに今思っ
0:29:37	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:37	今関西現場
0:29:47	マツイSAのところですね、今関西電力の方で、
0:29:51	資料の方に書かれているのは、
0:29:56	先生。
0:29:57	は、
0:29:58	最後、
0:29:59	病院に対して、
0:30:01	の、
0:30:02	安全性と、
0:30:05	とらわれない。
0:30:08	うん。
0:30:10	ことを
0:30:11	せ
0:30:11	に対する施設に対する設計を、
0:30:14	もう、
0:30:15	そもそも
0:30:17	基準のときの審査で、
0:30:21	DB施設セットの安全性と共同してっていう古藤。
0:30:31	規制の審査の時では、そういう判断、そういう基準で、
0:30:35	火災防護、
0:30:37	出てるかどうかを確認していたわけではなくって、Ss施設の機能自体がそのDB施設の共存とかに関係なく、Ssの機能自体がちゃんと
0:30:50	機能が損なわれないことを、新規制の時の審査で確認をして、
0:30:55	だと思っていて、今回もそれは変えるべきではないと思っているんですけど、
0:31:02	関西電力としてはまず新規制の審査において、
0:31:09	52条のかさ防護対策として、
0:31:12	DB施設の共存というところを見ていたというふうにそういうふうに、
0:31:48	関西電力吉田でございます。
0:31:51	再稼働時の議論の中では火災防護の審査としては、そういったDBとS A、同じ機能が同時に損なわれるかどうかというそういった確認はなかったと。
0:32:04	いうふうに考え、はい。
0:32:08	また、ただ54条のエスエー

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:11	に対しての要求の中で、この容器があつてそこには火災も含まれるということ、健全性の説明書等の審査の中では、確認されていたかと。
0:32:22	いうふうに考え、
0:32:30	弊社のような、あくまで 52 条としてはそう見ていなかったという発言。
0:32:36	だったと。板井。
0:32:38	そうすると、やはり 52 条で、
0:32:42	説明、
0:32:44	ないよ。
0:32:45	は、
0:32:48	54 条で求めていたものではなくって、
0:32:54	SAの機能自体を、
0:32:56	守ることっていうことに、を指すべきではないかと思う。
0:33:01	けど、そこについては関西で、
0:33:11	関西電力ヨシザワでございます。おっしゃるように 52 条はSAの機能を損なわないよと、ということなんで、機能を守るべきと。
0:33:22	いうところは、こちらと同じ。
0:33:26	どの範囲まで守るかというところで、こちらとしては 54 条を出して、このように数字、
0:33:37	したんですけども、
0:33:40	ちょっとその辺、検討が必要かなというふうに思ってる。
0:33:51	清町の岩野です。所長大町。
0:35:01	今、お話、
0:35:02	された通り、
0:35:04	あくまで、まず、52 条としては、
0:35:08	52 条の要求事項と、54 条の要求事項はまず分けて考えるべき。
0:35:15	なぜかという今 52 条の、
0:35:16	しているので、
0:35:17	そこはまずわけです。
0:35:20	上で、なんですけど、先ほど機能を守るって話。52 条と、
0:35:25	いう話がありましたけど、まずは法則としては、これあくまで設備、施設単位でまず守るっていう要求だと理解を
0:35:35	それを達成するために新基準とか今までの審査の中では、会社食うか言って火災防護審査基準通り、
0:35:43	だからそのせい使用規定を守っている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:46	だから本則に適合しているんですっていう説明をしていたものと理解をし、
0:35:51	その機能単位っていうところだけはちょっと認識が違うのでその要求事項の考え方だけは一応お伝えをした上で、今回どうするかっていうと、結局じゃあ火災防護審査基準通り、
0:36:02	できないので、先ほど岩野が言ったみたい。
0:36:06	貯蔵機能とかどうそういう話。
0:36:08	が、理屈として達するような説明に見受けられるんですけどっていうところでさっきの話をしたもの
0:36:14	そういう流れとご理解をまずいただければ。
0:36:18	衛藤。
0:36:18	今の話はよろしい。
0:37:25	関西電力吉田でございます。
0:37:27	SA設備についてはあくまで機能を守る、それは設備を守るということで、こちらも252条を読む限り、
0:37:38	というふうに考えてるんですけども、例えば、SA設備自体が悪化するというところを考慮すると、すべて
0:37:48	守りきるというところは、難しいと、いうふうに考えてまして、それを極力、笠井衛藤限定
0:37:57	して、できる限り可能な限り守るとい、そういった意味合いであれば、こちらも同じ認識できるかな
0:38:21	はい。その趣旨は、規制庁西内ですけど、その趣旨は多分今までどの
0:38:27	こちらの説明資料とか、こちらの解釈とかにもどこにもどう書いてないので、そこはもしかして人によっては何か解釈の繋がり方の幅はあるかもしれないんですけど、ただ、明確な間違いはないことは、本則の要求事項は、甲斐この文章読む限り
0:38:42	どう考えても施設に対しての要求
0:38:46	設備に対しての要求事項であって、それをじゃあさ、その適合性を担保するために、火災防護審査基準の通り今までやってただけですよねと。
0:38:57	そこはまず明確に間違いのない範囲だと思う。
0:39:00	で、その繋がり方っていうのは一緒によって確かに解釈の幅があるかもしれないんですよ明確な繋がり方が今まで明記されてない。
0:39:08	っていうところだけをまず伝えた。
0:39:10	最初からその機能を守りに行くっていうのはちょっと違うんじゃないですかっていうところを言いたかったものとご理解をいただければと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:17	そこは先ほどの回答の中で理解してますということをお話いただいたのでそこはもう共通に努めているのかなと思い
0:39:24	で、その上で、今回、火災防護審査基準通りできないので、あくまで本則に照らしてどうしていこうかっていうところを、ちょっとこれからまたイワノ、1回戻しますけど、先ほどのちょうど昨日と同じような話ができる。
0:39:37	せめてちょっと話を、
0:39:38	できればと思い
0:39:40	若干イワノに、
0:39:46	今の
0:39:53	私が1個ちょっと飛ばしてさ、1個前に話をしてしまっていた書道設備と同じような、
0:40:01	茂呂に繋がる
0:40:03	もう、
0:40:04	SA衛生設備に対しても、プラントを停止したっていう、軽視
0:40:11	停止した状態において、
0:40:15	衛藤SE。
0:40:16	求められる。
0:40:20	重大事故等は、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないこと。
0:40:25	ことを目指すべきなのかなと。
0:40:29	あの理解、
0:40:31	けど、関西電力としてはいかがで。
0:40:34	プラントを停止した。
0:40:36	状態において、
0:40:38	ような、
0:43:07	イソノイワノ。
0:43:09	平野。
0:43:10	超えていますでしょう。
0:43:12	検討中です。
0:43:18	関西電力吉田でございます。
0:43:21	プラントを停止した後の後に、
0:43:27	重大事故等対象施設のうち必要なもの。
0:43:33	を守ると。
0:43:35	そういった趣旨のご発言だったと。
0:43:38	思ってますけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:41	52 条についてはそういったプラント停止。
0:43:48	5 とかですね。
0:43:50	そういった制約というか条件は、
0:43:53	ない、ない状態。
0:43:56	通常のプラント運転中と、
0:43:59	いうところも考慮した。
0:44:01	要求、
0:44:02	あと、こちらは認証
0:44:05	しています。
0:44:16	清さんの今の
0:48:04	制度の今ので、
0:48:09	の方から、
0:48:11	いただいた、
0:48:13	技術基準規則の本則のよ。
0:48:15	方については、
0:48:18	どちらも同じ理解で、
0:48:21	プラント、
0:48:29	同じ
0:48:54	たと。
0:49:00	今回のような状態を考えた
0:49:03	昨日かな。
0:49:05	別にその機能が、
0:49:08	守られる。
0:49:09	が達成できるかっていうところをちょっと、
0:49:13	今関西電力におかれては例えばこの例で挙げていけないかっていうのも、
0:49:22	施設の
0:49:24	プラントの底Cとかを考えなくても、
0:49:28	先生、
0:49:30	を守る。
0:49:33	はい。
0:49:47	関西電力でございます。イグナイターについてはイグナイターのケーブル自身が発火する可能性もあるので、必ずこの
0:49:58	設備は固いから守ってるというふうには考えていません。
0:50:04	その上で、こういったイグナイターと同じ機能を持つ、整理、設置

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:10	り災はないんですけども、
0:50:12	それと同時に機能を損なわない、或いはこのイグナイター自身の火災により、整理施設等に悪影響を及ぼさない。
0:50:22	いうふうに、ちょっとこちらとしては、考えてまして、こういった記載、
0:50:28	をしているところで、
0:50:40	ただ、
0:50:46	もう、やはりその 54 条、
0:50:49	手ではなくって、52 条として、何を指すべきかと何を達成すべきかっていうところからするとやはり、関西電力の説明されているような
0:51:21	オノ。
0:51:26	昨日、
0:51:37	エリア、
0:51:38	Dとして集約線として、どういうものを想定して、それ、
0:51:45	対応するために必要な機能が、
0:51:47	行われないうことを達成すべきと思っていますので、その関西電力としてそのプラントが運転している状態で火災が起きて、
0:51:58	ていうような状態を想定した上でそれを達成しなきゃいけないっていうような想定をそもそもしているのであれば、
0:52:07	プラントペースにかかわらず、
0:52:10	昨日、
0:52:12	するってことを目指すべきだと。
0:52:14	思うんですけど。
0:52:15	今、これまでのそのフローチャートとかがあることからすると、関西電力としては、
0:52:25	差異が発生して、
0:52:27	した後にプラントが、
0:52:29	うち、運転を継続するってことは考えていなくて、あくまで火災が発生したら、
0:52:35	プラントは止めて、その上でじゃどういうSAがあり得るかでそのSAに対して対処するために必要なものを、
0:52:44	必要な機能を確保すべきっていうそういう、プラントの設計なり考え方を、をして、許可なり、
0:52:51	既工認なりをとっていると、こういうふうに理解をしていたんですけど、
0:52:56	何か私の
0:52:58	方があるような

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:08	はい。関西電力吉田でございます。CV内についてはそういった整理で、問題ないかと思っていますけども、その下の新燃料貯蔵庫エリア、ここもS、
0:53:21	Aであるので、
0:53:22	また別の流通になると思ってまして、そのあたり、
0:53:29	どういうふうに定義、
0:53:32	できるのかなというふうに今ちょっと、
0:53:34	考えているところで抵抗され、
0:53:57	イソノイワノです。そん、その、要は違う理屈になるんじゃないかっていうところが、こちらも同じ考えで、ちょっとCVはやはり、
0:54:05	エセナはそうではあるので、Cvについてはそういう理屈になる。
0:54:10	のではないかと考えているというところ。
0:54:15	関西電力。
0:54:16	他に何かありますでしょうか。ここまで共通認識が、
0:54:20	取れたかどうかというところを、ちょっと一通り確認をしたいと。
0:54:24	何かあれば、
1:02:34	関西電力さん、
1:02:38	保安水準を適用する場合、保安水準が確保できる立地のところ、
1:02:42	なんですけれども、
1:02:44	放射性物質除くの持つ、
1:02:47	の方。
1:02:48	についてちょっと、
1:02:49	記載を、
1:02:51	改めていましたが、
1:02:54	認識共通でしょうか。
1:03:03	規制庁の今野で、
1:03:07	からまた
1:03:09	衛藤。
1:03:10	しっかり確認をしていきたいと。
1:03:18	このエリアの
1:03:25	一つ一つをちょっと、
1:03:28	まず後、
1:03:29	今、今であれば、Cvのところのオペフロのところ、
1:03:33	ちょっと確認をし、
1:03:47	が合ってるかどうかという観点で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:50	今、書いていただいている。
1:03:54	ちょっとそのパーツをちょっとどうわかりやすく組みかえるかなっていうのを、最後、
1:04:00	まず
1:04:10	すいません。
1:04:11	ちょっとわかりやすい
1:04:21	が合ってるかどうかっていうところでちょっと改行したりして、
1:04:25	パートに分けて考えたい。
1:04:28	まずは、とりあえず 1 行目のところの、
1:04:31	系統分離が実施されているっていうところをまず一つのパーツだと。
1:04:36	そこで、
1:04:37	事業を入れていただいて、
1:04:47	伊賀。
1:05:21	所の下、原子炉の安全停止については、この前のヒアリングで確認したこともあり、
1:05:29	の方策。
1:05:34	ヒアリングでもお伝えはしたんですけど今回のバックフィットの趣旨が、リスクを一様にとらえるっていう、
1:05:42	改正されたことからすると、
1:05:44	前段の
1:05:46	性能要求及び
1:05:49	対応の交差点。
1:05:56	その結局リスクを一様にとらえるっていうところからすると、
1:05:59	今回の説明としては、
1:06:01	不要なのではない
1:06:03	かな。
1:06:04	はい。
1:06:27	統計等により、
1:06:32	ではなくて環境
1:06:33	等もなければ、
1:06:35	放射性物質の管理区域外、
1:06:39	内、
1:07:18	関西連合クマクラです。
1:07:20	放射性物質の閉じ込め機能、
1:07:23	ここの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:25	原子炉、
1:07:26	この4日以内であれば、
1:07:28	運用期に成り立つとっておりますので、
1:07:31	報酬
1:07:34	制度の今の
1:07:40	タカハシ
1:07:41	けど、このまま田崎のそのプラントが停止するっていうところは、
1:07:48	漏えいしたとしても放射性物質を
1:07:51	が管理区域外にどう漏えい、
1:07:54	漏えいしないっていうところの、何ていうか、前提条件に近いものだと。
1:08:00	で、また書きではなくって、
1:08:02	上の文章の前提条件みたいなものじゃないかなと。
1:08:23	あ、関西電力吉田でございます。
1:08:25	ちょっとおっしゃる通り前提条件になるところで、急いで入れたんで、ちょっと私、
1:08:32	最後の方に、
1:08:33	言ってますけど、
1:08:34	最初の方に記載すべき内容やと。
1:08:41	ありがとうございます
1:08:42	いま
1:08:45	いただいたところで、衛藤1行目の赤字の1行目のところで原子炉格納容器内で、
1:08:51	火災が広範囲におよんだ場合は速やかにプラントを停止する手順としているためっていうところで、この文言はフローチャートの内容を、
1:09:00	踏まえて、
1:09:05	ての内容も踏まえて、主、その文言で修正を、
1:09:11	していただいた方が、適切かなと。
1:09:14	思いますので、
1:09:15	ここ、その広範囲に限った話なのか、火災が広範囲におよんだ場合に限った話なの。
1:09:22	ていうところは、
1:09:25	音程の、
1:09:27	うん。
1:09:28	ていただきたい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:14	広範囲を呼んだ場合はっていうふうに限定はされてますけど、保安規定、
1:10:19	2、
1:10:20	定められた手順にのっって、
1:10:28	ていうところの、
1:10:30	内容を、
1:10:33	しっかり入れていただきたい。
1:11:02	浅利委員、熊倉です。
1:11:03	北井三戸。
1:11:10	の今の、
1:14:40	関西電力、
1:14:42	吉田でございます。大飯の保安規定確認しまして、
1:14:48	対応する箇所、
1:14:50	については、火災の影響により減少施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があった判断した場合は、
1:14:57	所長、原子炉主任技術者及び関係課市長に連絡することも必要に応じて、原子炉停止等の措置について討議すると。
1:15:07	この部分が該当するかと思っております、ここの
1:15:13	文書、
1:15:14	適切に、
1:15:17	修正というか、引用する形で、
1:15:23	放射性物質の、
1:15:25	貯蔵する機器等については、
1:15:28	整理したいと。
1:15:36	田野イワノ所長。
1:15:43	医長の今野です。
1:15:44	今、
1:15:45	読み上げていただいたのは保安規定の南條のところ、
1:15:55	関西電力熊倉です。
1:15:56	第 18 条が該当。
1:16:17	基準のほうの添付 2 の方。
1:16:19	確認をして、文言、
1:16:23	今本則の方見られ、
1:17:10	成長の今の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:14	で、火災が起きたところの時の対応っていうところの項目ですね、先ほ どちょっとお伝えした添付っていう、
1:17:21	そこを確認をしています。
1:17:29	関西電力熊倉です。
1:17:32	こちらも確認しますので少々お待ちいただけないでしょう。
1:17:36	はい。規制庁の岩野です。
1:19:45	はい。関西電力熊倉です。
1:19:47	添付 2 の方。
1:19:51	いただきまして、そちらの記載。
1:19:55	そういう形で、
1:20:04	成長の今野です。所長。
1:20:16	規制庁
1:20:18	等、
1:20:19	今、
1:20:21	保安規定の、
1:20:23	ポツのCV内に
1:20:27	もう括弧Bの部分をイメージして書かれてると。
1:20:30	衛藤。その認識でいい。
1:20:39	関西電力熊倉です。
1:20:41	ポツの、
1:20:43	括弧B。
1:20:44	ところを、
1:20:48	確認し記載したもので、
1:20:51	ありました。ちょっと 1 個確認したいのが、
1:20:54	aの方で、
1:20:56	状況を踏まえて何か停止っていうことはしない。
1:21:01	何か括弧Bの場合は確実に軽視っていうことはもう明記してますけど、 括弧Aの場合でも状況に応じて何か
1:21:09	その消火活動の状況とかを踏まえて何か停止っていうことにはならな い。
1:21:15	要は割と、
1:21:17	ホンセイではこう書いてる部分ありますけどなんか(エ)とかも含めて柔 軟に対応する部分もあるのかなと思っていて何かどこまで限定して書く のかなというところだけちょっと疑問に思ったって話で、
1:21:26	もう単純に、CV内における火災発生時の対応として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:32	状況に応じてプラントを停止するとそれくらいのぼうノ(エ)も含めたような記載の方が、
1:21:37	何か理解に終わってたんですよねっていうところの話だけなんですけど。
1:21:58	要は先ほど法則を
1:22:01	見られて、本則の方で重大な本本に重大な影響を及ぼす場合には止めますって話を書いたと。
1:22:09	それを具体化したのがこの手順であって、その法則の趣旨も踏まえると、
1:22:14	結局影響とか、CV内で火災が発生したときには、状況を踏まえてまとめますっていうことは、は確実に正確にいえる範囲なのかなあというところは感じたところです。
1:22:26	というのが、今ちょっと見て思ったと。
1:23:05	なんか、僕の言いたいのは、何か当てはめて具現化すると、CV内で火災が発生した場合は、保安規定に定められた手順に基づきプラントを停止することから、
1:23:16	ていうのが何か間違いがない、正確な表現かなと思いましたけど。
1:23:22	要は括弧Aとか括弧Bとか限定せずに、
1:24:31	規制庁ニシウチ
1:24:33	を、
1:24:35	今、伝わっ。
1:24:37	言いたいことは伝わってるかなと思いますけど、ちょっと発言をいただきたいというだけなんで、
1:24:44	江藤、何かちょっと理解が違います。
1:24:47	という事実誤認がありそうです。
1:24:53	江藤電力、熊倉です。
1:25:02	関西電力です。先ほど西内さん。
1:25:05	から、
1:25:06	いただいた趣旨というものを、
1:25:09	ちょっと踏まえまして、記載のほうを、
1:25:12	一旦修正させていただきましたので、こちら、認識は局でしょうか。
1:25:19	私は何かこういう意味
1:25:22	今この場で1本一通、
1:25:26	させるようなものではない
1:25:28	とまず趣旨とらまえて

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:31	まず、
1:25:32	構成とか言いたいことをちょっともれなく書くっていうことをまた今日も
1:25:37	いいかなと。
1:25:38	なのでちょっとこの細かい文言に時間かけるよりかはちょっと次に進みたいので一旦これぐらいのイメージ感でいいのかなとは思いました。
1:25:46	ちょっと後で関西電力の方で、頭整理していただいて、いや、やっぱり違うなとこういう表現だなと思ったらそこは適宜直していただければと。
1:25:55	今、甲斐今野。
1:26:08	例えば
1:26:14	すみません、SAの方で、
1:26:15	SEの方は
1:26:17	案AとDB設備の安全性と同時についていうところはなくなったと。
1:26:22	ので、ちょっとそういったところは、
1:26:25	修正をしていただければ
1:26:28	また
1:26:30	踏まえていうところ当該エリアで発生する火災後って書いてあるパラグラフのところも、
1:26:35	同じように、SAのところはDB設備
1:26:39	しているので、そういったところも合わせ
1:26:44	て、
1:27:21	今ですと、5分前ってところが全部消える感じになるんで、
1:27:47	ちょっとお待ちください。
1:28:30	今、推薦していただいているところろうなんですけども、
1:28:39	趣旨をお伝えして、
1:28:44	ヒアリングが15日、中国が終わってからちょっと関西電力の方で、ヒアリングを踏まえてちょっと文言を修正していただいて、本日17時からまた別。
1:28:55	追加のヒアリングを予定していますけれども、
1:28:59	そちらの方でちょっと文、細かい文言の確認をさせていただければと。
1:29:05	浅井電力の方よろしい
1:29:32	この理屈のところの、その文章の構成。
1:29:36	パーツがある程度、
1:29:38	定まったと。で、次は
1:29:41	大きな構成の話なんで、
1:29:49	感知

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:52	当該エリアで、
1:29:54	野菜を
1:29:55	同一火災区画内にある感知器で、
1:29:59	で、これは漏れなく、
1:30:02	まず
1:30:04	経営として、これも
1:30:07	なかった。
1:30:12	なのでそういった、
1:30:15	要件のところを、
1:30:19	設計要件を達成することによって、
1:30:23	SAなりBなり、
1:30:28	ちょっと閉じ込めなりで、それぞれ要求しようと。
1:30:32	今文言調整いただいているところの内容が達成でき、
1:30:37	こういう、まず、戸田。
1:30:40	1番目の構成としてはそういうことになる。
1:30:43	まず、感知器のその要件として漏れなく、
1:30:47	どういことが達成できます。ここ以下のことを達成します。
1:30:52	というのは工程
1:30:54	はその以下のことを達成しますと。
1:30:56	いような内容もですね、これはちょっと書きぶりだけなのかもしれないですけど、
1:31:01	大きく同一火災区画外への
1:31:05	火災防護事業、火災防護上重要な機器に対しては、どういう対応をすることによって、
1:31:11	感知器等、
1:31:14	機能を損なわないようにできるかっていう
1:31:18	あと次に、
1:31:19	火災統一火災区画内の防護対象機器については、それぞれ書いていただいている。
1:31:29	はい。
1:31:30	系統分離であったりだとか放射性物質
1:31:37	要求である。
1:31:39	そういったことを達成します。
1:31:41	それで
1:31:42	というと、そういう構成になるのかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:47	それがですねこれはちょっと本の書きぶりだけなの。
1:31:51	そう。そういうふうにするとわかりやすいのか
1:31:55	考えて、
1:31:57	関西電力の方、ご理解いただけます。
1:32:12	同一火災区画外の
1:32:15	火災防護上重要な、
1:32:17	同一火災区画内の、
1:32:19	火災防護対象。
1:32:22	に関する記載ということで、認識相違ないでしょう。
1:32:28	清町の今野です。
1:32:42	規制庁の今野。
1:32:43	火災防護上重要な機器等っていうのと、
1:32:46	細胞を対象、
1:32:47	で、今ちょっと使い分けられています。何か違いがあって、使い分けな い。
1:32:53	関西電力角田です。先ほど岩野様の方が、
1:32:57	使い分けて、ご発言いただいたと思うので、何かそこがあるのかなとい うことで、
1:33:04	すいません。失礼しました。私の認識はどちらも同じで、火災防護上重 要な機器等で、すみません、統一をお願いし、
1:33:20	監査委員の熊倉です。拝承いたしました。ありがとうございます。
1:33:32	まあ、今よ、今言ったような、
1:34:37	清町の今野です。お待たせします。
1:34:39	ちょっとこういった趣旨で、
1:34:41	理屈のところの文言の修正はお願い。
1:34:46	次に進んで右側のセルの
1:34:50	感知器設計のところ、
1:34:55	まずですね、今関西電力の方から、
1:35:00	桐生なり、
1:35:03	ファンがあるときとないときも、どちらについても、
1:35:07	金融なりを踏まえると、Cvのトップの方から煙なりが溜まっていて、
1:35:15	開口部よりも高い位置にある感知器で感知します。
1:35:19	そういったような、
1:35:23	対価、
1:35:24	では、十分な保安水準を達成する上での最低限の町

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:32	そういう理屈で説明しようというところは確認をいたし、
1:35:37	その上で、ちょっと関西電力、
1:35:39	はい。
1:36:58	すいません規制庁の今野です
1:37:03	その理屈については理解をした上で、
1:37:06	懸念を持っているのは、
1:37:09	関西電力の方から、
1:37:11	他のエリアなりで、
1:37:13	説明をされていた。
1:37:15	内容と比較。
1:37:18	あと時間スケールの定性的な意味での時間スケールですけども、
1:37:23	その
1:37:23	Cvのところは、かなり体積が、
1:37:27	その体積が全部充満されて下のほうまで煙が、
1:37:32	余っていった感じ
1:37:33	っていう、その時間スケール
1:37:38	それを、
1:37:39	ていうのは、何かこれまで、ループし、
1:37:44	ただ戦闘エリアなりで、説明をしていた時間スケールとは
1:37:50	ちょっとオーダーが違うような時間、
1:37:54	なると。
1:37:55	考えてみて、
1:37:57	そういった意味で定性的に
1:38:00	今の
1:38:03	際の、感じ
1:38:06	方、設置方法なりで、
1:38:09	本当に十分なのかどうか。
1:38:11	ところが、
1:38:13	こちらとして懸念を
1:38:17	ところですねちょっとこちら懸念を持っていますので、ちょっと次回のヒアリング、理解して
1:38:22	7時からのヒアリング
1:38:24	の際に、
1:38:26	そういったところも踏まえて、
1:38:30	名なり確認なりをして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:33	説明していただいたり確認をしたり、
1:38:38	ちょっと前半のヒアリング
1:38:43	こちらの懸念。
1:38:47	関西の方におかれてはちょっとこの今日の第1番目のヒアリング、
1:38:52	確認なりたいことがあれば、
1:39:13	関西電力からです。
1:39:17	ヒアリングについてありがとうございました。現段階では特にございません。
1:39:22	17時から、よろしく
1:39:26	はい、規制庁の岩波さん、ありがとう。
1:39:29	前半のヒアリングはこれにて中断したいと。
1:39:32	ありがとうございます
1:39:36	原子力規制庁の岩野です。それではヒアリングを再開したいと思います。
1:39:41	それではまず、関西電力におかれては、エクセルファイルの画面共有をお願いします。
1:39:51	はい、関西電力原子力事業本部です。
1:39:53	関連協議させていただきます。
1:40:02	画面共有させていただきましたが、こちらの方確認可能でしょうか。
1:40:08	はい、規制庁のようなです。確認できています。
1:40:12	それでは、
1:40:15	まず、
1:40:20	保安水準が確保できる、できる理屈のところですね。
1:40:24	ここのちょっと文言の確認とかをしたいと思います。
1:40:31	その上で、そうですね。
1:40:35	すいませんまず、
1:40:38	当該エリアを含む火災区画内の機器設置状況というところで、清施設は、イグナイターがまだが入っているんですけど、これは
1:40:49	正施設の対象設備を午前等、
1:40:55	一次から三次のヒアリングで見直したんですけどこれはまだイグナイターが入っているっていうふうなことでしょ。
1:41:03	新しくした対象範囲の中にイグナイターが入っているっていうふうに理解すればよろしいでしょうか。
1:41:27	アンセリンの原子力事業本部クマクラです。申し訳ございません少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:36	規制庁の今田です。承知しました。
1:45:12	関西電力鎌倉です。
1:45:14	重大事故等対処施設。
1:45:18	具体的な設備Bなんですけれども、
1:45:25	11条の対象と52条対象、両方兼ねているものを、ちょっと記載するような形で修正させていただきました。
1:45:39	すいません規制庁の岩根です。今の、
1:45:42	は、
1:45:43	重大事故等対象施設ありって書いてあるところのものについては、11条と52条、両方のものについて記載したっていうそういうことですかね。
1:46:04	はい。関西電力、荒です。ご認識の通り0清野県オオノセキになってございます。
1:46:11	すいません規制庁の今野です。
1:46:13	前、前半のヒアリングでは、この
1:46:18	衛生施設のところについてはそのプラン、
1:46:23	すいません、
1:46:25	ちょっと午前中のところで、プラントの定数。
1:46:30	SA施設とか、貯蔵施設で、プラントの停止。
1:46:36	ていうところが、行われなければいけないところの何か理由っていうところをちょっと端折って説明して、
1:46:45	しまっていたように思うのでちょっと補足をさせていただきたいんですけど。
1:46:54	火災が発生して仮に放射性物質なりが漏えいした、すいません葛西が発生してから、プラントが、
1:47:04	提示されるっていう動作があることによって、
1:47:08	放射性物質の貯蔵閉じ込めであったり、正施設っていうところの設備の、
1:47:18	昨日機能確保するっていうところに、それがどういうふうに関係をするかというんですね、
1:47:28	放射性物質の、そうですね。火災が発生して、放射性物質が
1:47:36	その火災によって漏えいしますと、その
1:47:39	ちょっと待ってください。
1:47:49	すいません規制庁のようすちょっと話が混在してしまうので、SAで話したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:56	江藤所長、お待ちください。
1:50:35	すいません規制庁の岩野です。お待たせしました。
1:50:39	すいません。ちょっと施設の確認、イワサキした発言はちょっと一度取り消した上でちょっと改めてもう一度お聞きします。
1:50:48	今さっき重大事故等対象施設のところは、DB設備とSA設備兼用のものを挙げているということだったんですけど、前半の時のヒアリングでは、
1:51:04	原子炉を停止した後に必要な、原子炉を停止した後で起こり得る、SAに対して、
1:51:16	SAに対処するために必要な機器機能を、
1:51:21	持つ機器っていうんですかね、機能を持つ機器を上げるっていうことになってたと考えていたんですけど、何かさっき言われてたSs-Dが、
1:51:30	兼用するものをあげますっていうのはそれに対応してるものっていう説明ですか、そのちょっと間の関係がよくわからなかったんですけど。
1:51:38	すいません説明をお願いします。
1:52:06	関西電力吉田でございます。先ほどぞ。
1:52:11	前半の議論のときに、停止後に、
1:52:17	必要な重大事故等対象施設ということで、検討したときに、停止後のSA事象というのはちょっとこちらで、
1:52:29	想定していないのですよね、停止後に、必要な設備は何だというところで、考えたときに、プラント監視、停止状態を監視できる。
1:52:44	経費であろうということで、ちょっと今、記載しているところでございます。
1:52:53	はい。規制庁の岩野です。少々お待ちください。
1:54:49	ありがとう。
1:54:51	すみません、お待たせしました規制庁の今野です。今、許可基準規則を確認することはできますでしょうか。許可基準規則の37条を確認していただければ、の37条の4項を確認していただければと思います
1:55:10	許可基準規則の準備ができましたらお声掛けいただけますと幸いです。
1:55:19	関西電力熊倉です。準備しますので少々お待ちください。
1:55:25	はい。規制庁の岩根です。承知しました。
1:56:28	関西電力原子力事業本部の深田です。37条の用意ができましたので、お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:36	規制庁の今野です。許可の 37 条の 4 項のところですね、ここでは、原子炉施設は、重大事故、
1:56:46	等に至る恐れがある事故が発生した場合において、運転停止中における原子炉、発電用原子炉施設の燃料体の
1:56:57	著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものでなければならぬというふうにあります、
1:57:04	運転停止中におけるその燃料体の、
1:57:09	著しい損傷をワーワー書いてある通りなんですけど、これに対処するための設備があると認識してるんですけど、関西電力の認識は違うっていうことでしょうか。ちょっと説明の方をお願いし、
1:58:22	安全イドクマクラでした。申し訳ございません少々お待ちください。
1:58:28	規制庁の今野です。承知しました。
2:02:02	うん。関西電力吉田でございます。今の許可基準の解釈、確認しまして、37 条 4 項ですね。
2:02:13	に停止、運転停止中の重大事故等の拡大防止というところでその解釈の部分で、
2:02:22	4-1、4-2 というのがあって、運転停止中事故シーケンスグループで、四つ、
2:02:34	ウメキサカイありますけども、こういうことを含めて、
2:02:40	すべて評価すると、4-2 で、
2:02:46	評価項目として、
2:02:48	燃料有効と帳簿が冠水していること。
2:02:52	で、放射性的の遮へいが維持される水確保することで未臨界確保すること。
2:02:57	いうところ、これが求められているというところ。
2:03:03	確認しました。
2:03:13	規制庁の今野です。そうすると、先ほど SA 設備等 10 かず原子炉停止後の一斉設備は、
2:03:24	ないという発言はがありましたけどそこは実際にはあって、何かしらの設備が、
2:03:29	あると。そうするとやっぱりこの重大事故等対処施設施設施設と書いてあるところは、プラント停止中の、
2:03:38	等が発生する Ss-A に対して対処するために必要なものが、この部分では選定されるっていうそういうことになるってことですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:19	関西電力原子力事業本部牛島でございます。先ほどの条文の解釈のところですね。こちらヨシザワの方から説明しましてシーケンスグループに該当する機器。
2:04:33	がこれに該当するという理解でございます。この有効性評価等で期待されてます機器ですね、これらをピックアップして確認する必要があるということは今理解をいたしました。ちょっとこちらでもまた布施宗氏は、該当条文がですね、37条に関わるちょっと審査資料と、
2:04:52	クニシないといけないので、これについてはちょっとこちらの方でも確認させていただくこととしたいと思います。今私の方でイメージとして持ちましたのは、原子炉の水位であるとか、そういったことの対象要素として入ってくるのではないかと。
2:05:06	そのように考えて、ちょっとこの点については、有効性評価のを確認させていただくということで、お願いしたいと思います。
2:05:20	はい。規制庁の岩野です。承知しましたそれではまた修正の方、お願いします。
2:05:26	その上で、ちょっと文言の確認に、
2:05:30	移るんですけども、
2:05:32	まず1行目のところで当該エリアで発生した火災を同一火災区画内に設置する感知器でっていうところで、ここはですね、今回、
2:05:44	今回のバックフィットでは、火災のリスクを一様にとらえていうことで、どこでも発生し得るっていうことなので、
2:05:55	その
2:05:56	塗装お待ちください。
2:06:02	どこで火災が発生したとしても漏れなく確実に今感知できるっていうところが一つポイントになるのではないかと考えています。
2:06:12	関西電力としてはいかがでしょうか。
2:06:23	タムラ電カクマクラです。認識に相違ございません。
2:06:28	はい。規制庁の山名です。そうすると、ちょっと修正しながら作業をして、そうですね。ヒアリングをさせていただきたいんですけども。
2:06:37	1行目のところですね。はい。そこですね。
2:07:50	すいません規制庁のようです。
2:07:53	今、網羅的っていうところを追記していただいたんですけど、
2:07:59	それはあれですかね漏れなく確実にっていうところは関西電力としては網羅的っていう意味でとらえているっていうそういうことでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:11	関西電力熊倉です。もれなく不確実にという意味で、ちょっと網羅的に書いたんですけれども直接サマリーやすい表現にちょっと修正させていただきます。すいませんよろしくお願いします
2:08:33	はい、規制庁のようになります。ありがとうございます。
2:08:35	その上で、
2:08:38	漏れなく確実に感知することによりってところまでは、
2:08:46	いいんですけども、次に
2:08:48	金土岐工認から変更のない消火設備につなげ同一火災区画内に火災の影響を限定することで、以下の
2:08:59	二つの事項を達成するって書いてあるんですけど。
2:09:04	二つ目の、
2:09:06	火災区画内において、火災により機器が損なわれないようにするっていうことに、
2:09:15	さっき書いてある、同一火災区画内に火災の影響を限定するっていうことが、
2:09:21	どういうふうに繋がるのかっていうところなんですけど、結局、同一火災区画内に火災の影響を限定するのは火災区画外にある設備に、
2:09:32	が損なわれないようにやっていることだと理解していて、
2:09:37	この
2:09:38	同一火災訓練に火災の影響限定するっていうのは、②には直接関係しないのではないかと思ってるんですけど、関西電力の方はいかがですか。
2:10:03	関西電力熊倉です。今、岩野さんの方でおっしゃっていただいた通りで、同一火災区画内に火災の影響を限定することが、直接この(2)の
2:10:14	事項。
2:10:16	整理できるかどうかというところに、直接、
2:10:20	書かなければいけないということを認識いたしましたので、記載の方、修正が必要。
2:10:27	ちょっと考えてございます。
2:10:30	はい、規制庁のようなですありがとうございますそうすると既工認からってところから、火災の影響を限定することでってところまでが、今書いていただいている(1)っていうよう(1)ってところの、
2:10:44	中に、
2:10:46	入るような印象を受けるんですけど、いかがですか。
2:10:57	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:59	関西です。
2:11:16	あ、すいません規制庁のような、今発言された方がいらっしやいましたら、すいません続けて発言をお願いします。
2:11:53	関西電力熊倉です。先ほど岩野さんのご指摘いただいた部分で、今ちょっと
2:12:02	グレーでハッチングしている既工認からのところから、火災の影響を限定するってところが(1)に入るような、
2:12:10	ところではないかと言ったコメント等ございましたが、ちょっとこちらで検討しまして、(1)、
2:12:18	の事故として記載していますが、こちらのイメージは、相違ないでしょうか。
2:12:28	すいません規制庁の岩野です。ちょっとこちらでも、ちょっと別の意見が出ているので少々お待ちください。
2:15:04	そうです。
2:15:09	すいません規制庁のあれ、あ、すいません。
2:15:19	すいません二宮さん今事業本部って、退出されましたでしょうか。
2:15:26	ニノミヤです。ちょっと間違えて、案出してますね。そうですか。すいませんじゃまたあと、すいません。はい。すいません。
2:15:52	すいません。そうですね。ちょっと確認、確認なんですけどすみません先ほどちょっとこちらからですね、
2:16:00	既工認からっていうところから、現火災の影響を限定するっていうところまで全部(1)に入るんじゃないかっていう話をちょっとさせていただいたんですけど。
2:16:12	その初期消火活動につなげってところのその消火活動のところは、もしかしたら(2)の方にもかかってくるかもしれないとそういう意見もありまして、
2:16:23	関西電力として、ここについて意見は、何か考えはありますでしょうか。
2:16:30	消火活動ってのがカッコ2に関わってくるかどうかっていうその点ですね。
2:16:41	関西電力楠田です。今おっしゃっていただいた所長活動については、括弧2の事項を達成するためにも必要というふうに考えてございますので、括弧2のところにも記載を追記させていただきたいと思います。
2:16:57	規制庁の今野です。そうすると同一火災区画内に火災の影響を限定することっていうところだけが(1)にかかってくるっていうそういうイメージでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:23	関西電力熊倉です。
2:17:25	その2認識に相違ございません。
2:17:30	はい。規制庁の米津宗そうしましたらそういった
2:17:35	対応関係がわかるような形で、修文をお願いします。ちょっと修文していただきながら、引き続きちょっと確認をしたいんですけれども。
2:17:46	(1)のところで、
2:17:49	DB姿勢、火災防護と重要な機器とあとSSIにに影響を及ぼさないことっていうふうになっているんですけど、一方で(2)の方を見ると、
2:18:00	必要な機能が火災により損なわれないようにすることっていうふうに、ちょっと文末が違っているんですね。で、どちらも十分な保安水準②を達成するっていう意味からすると、
2:18:13	この十分な保安水準②のところの言いぶり。
2:18:17	ですね、
2:18:23	火災により、
2:18:27	安全性もしくは必要な機能が火災により損なわれないようっていうところが、
2:18:33	文末のところにもどちらも入ってくるものかなと思ってたんですけど
2:18:39	(1)の方が何か違う書きぶりになっていることに何か何か意味っていうんですかね、ニュアンスがあればお願いします。
2:18:49	関西電力熊倉です。(1)確保にどちらも保安水準②を達成するために、必要な事項というふうに考えてございますので、ここチラーについては記載を統一するべきだとそういうふうに考えてございます。
2:19:04	そのため、括弧2の記載ですね、水準0の定義の記載にしてございますが、こちらの方の記載を(1)にも反映させていただきたいと思います。
2:19:15	はい。規制庁の今野です。承知しました。
2:19:18	その上で、少々お待ちください。
2:20:00	すいません規制庁のようなです。
2:20:02	一番下のポツのSA施設のところの赤字のところなんですけども、これは今
2:20:09	機器がプラント監視計器でありって書いてあって、そのプラント監視計器だけに限定されたような記載になっているんですけど、その他にはないっていうことですかね。
2:20:21	もうちょっとその統合、いろんな他の設備が読めるような書きぶりにしなくていいのか、っていうところをですねまず、
2:20:31	ここについてはいかがでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:53	すいません規制庁の今野です。ここについては先ほど確認するというふうに回答があったので、この記載で適切かどうかというところは
2:21:02	どういう機器があるかっていうところを踏まえて、確認をお願いします。
2:21:08	関西電力の方よろしいでしょうか。
2:21:11	関西電力の水間です。ちょっと太鼓浮いて、しっかりと確認した上で、書くべき記載っていうのが出てくると思いますので、それを踏まえて、記載のほうは修正させていただきたいと思います。
2:21:29	はい。規制庁の今野イデでしょ。承知しました。少々お待ちください。
2:21:52	うん。
2:21:53	規制庁の西内ですけど。
2:21:57	一番括弧 2 の一番最後のポツ、SAのところですけど、
2:22:03	これ単純に文章として繋がりがよくわかんないから適正化して欲しいっていうだけのコメントでして、
2:22:09	SA施設は、
2:22:12	CV内で火災が発生した場合は、続いて、プラントを停止し、
2:22:17	ポツで、停止後に必要な重大事故施設はプラント監視計器であり、ここも直されると思うんですけど、何かその文章の繋がりがよくわかりづらいんですよね。
2:22:27	だからプラントを停止することと、
2:22:30	プラントを停止した場合に於いて必要なSA機器を守ることの二つがあるっていう意味合い。
2:22:36	だからそのプラントを停止することを踏まえとか何か相まってとか何かそういうような繋がりのかなあとは思うんですけど。
2:22:43	ちょっとそこら辺の結びつなぎっていうのは最終的にちょっとどんなSA機器があるのかも踏まえて最終的な部分はちゃんと直していただければと思います。
2:22:52	この話は多分放射性物質を貯蔵する方も同じで、プラントを停止するという繋がりが何かちょっと読みづらいと思うので、
2:23:01	およそ何か踏まえてプラントを停止すること踏まえとか何かそういうことを誤ってとかそういう意味合いだと思うんですけど、そこら辺はちょっと関西電力の方でも最終的には考えていただければと思います。
2:23:11	これ日本語の表現だけの問題ですので、
2:23:14	改めて一度関西電力の方でも後で落ち着いて 1 回見直していただいて、最終的には文章に起こしてもらえればと思いますよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:29	関西電力赤田です。
2:23:31	担当米CCのところについて文脈が少し、
2:23:37	適切でないというをこちらも感じてございますので、この方はしっかり確認した上で、
2:23:46	修正させていただきます。
2:24:06	はい。規制庁の今野です。それでは、ひとまず今日のところでこの
2:25:57	はい、規制庁の岩根さん、すいませんお待たせしました。
2:26:01	このセルのところでちょっと1点は書きぶりのところではないんですけど確認をしたいところがありまして、今初期消火活動につなげってところの文言があるんですけど、
2:26:11	Cvでいうと、装荷活動に使う設備としては、CVスプレーがあると思うんですけど、
2:26:20	このCVスプレーに、
2:26:22	にこの理屈が、
2:26:26	成り立つためにはやっぱりCVスプレーがしっかり機能しなければいけないと、ということを見ると、
2:26:34	煙が優先して発生する、感知されるような火災が発生したときにCVスプレーがしっかり機能するっていうことが、必要になると思います。
2:26:46	そういう観点で、そのCVスプレーとかが、
2:26:50	今回、
2:26:57	煙が、ケーブルがCVのところの天井のところに溜まって、江藤感知されるっていうそういう現象を考えるのであればそのCVのそのトップのところなりについている。
2:27:10	CVスプレーが、熱なり煙の影響を受けないってことが確認されなきゃいけないと思ってんですけど、関西電力の方は、同じ認識でしょうか。
2:27:21	もしそういうことであればそ、その加瀬熱なり煙の影響を受けないっていうところを説明していただきたいと思っています。
2:27:57	関西電力熊倉です。
2:28:00	ササキ消火活動の一つとして、CVスプレー設備というのを使うんですけども、
2:28:08	Cv
2:28:10	オノトップのところにですね、スプレーリング

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:14	を設けてございますが、金属製の配管でできておりまして、煙によって、何か影響受けるのかと言われると、受けないというふうに考えてございます。
2:28:26	そのため、CVスプレイ、
2:28:30	このCVの外に本ございますが、それが起動できれば、煙が充満していたとしても、しっかりと初期消火活動は達成できると、そのように考えてございます。
2:28:48	はい。規制庁の今野です。今煙については説明をしていただいたんですけど、無無煙火災、炎が発生しないような火災が発生したとき、
2:29:01	いてもですね、煙が優先して出るような火災が発生したときでもですね、熱は発生すると思うんですね。
2:29:08	熱についてはそのCVスプレイが、
2:29:14	CVスプレイに、何て言うんですかね、の機能をそうですねCVスプレイに影響を与えないっていうところは、どういうふうに説明されるのでしょうか。
2:29:41	関西電力吉田でございますCVスプレイについてはポンプであるとか、ケーブル類、これは補助建屋側にありまして、CV内にはスプレイリング
2:29:53	これがあるというところで熱についてスプレイリングが機能喪失というところはないと考えております。
2:30:08	規制庁の今野です。衛藤CV内にある、その初期消火活動に必要な機器っていうのは、そのCVリングのところだけだと思ってよろしいでしょうか。例えば何かバルブとかが、
2:30:19	紙CVの中にあったりするのでしょうか。
2:30:49	監査委員の熊倉です。CVスプレイ設備を構成するものとして、
2:30:54	弁。
2:30:55	等ございますが、いずれも金属製のものでして、熱
2:31:01	煙、これらの影響というのは、受けない。
2:31:05	というふうに考えてございます。
2:31:14	はい、規制庁のようなです。今、説明していただいた金CV内にある弁は金属だということなんですけど、その電動弁は、
2:31:24	ではないっていうそういう説明でしょうか。
2:31:48	関西電力はこれ、
2:31:50	ちょっと数操作お時間いただけないでしょうか。
2:32:10	はい。規制庁の今野です。今の点ですね、CV内にある消火設備、小、初期消火に必要な設備どういう設備がどういうものがあってとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:22	系統CV内にある系統の部分ほどの部分かとかっていうところは、補足説明資料、コメント回答資料の方でまずは、
2:32:33	説明をしていただきたいと思います。それが既工認なり既認可なり許可の申請書の中であるだとか、補足説明資料の中にすでに入っているということであれば、そのすページ番号をお知らせいただけますと幸いです。
2:32:49	と関西電力の方いかがでしょうか。
2:32:56	関西電力熊倉です。CVスプレイ設備CVの中にある、そのスプレイ設備が火災による熱とか煙の影響を受けないことをお示しているのは設工認には、
2:33:11	設置許可の資料があればそれをお示しするということでしょうか。
2:33:20	はい。規制庁の岩間ですそのおっしゃる通りです。そのよ。よろしく願いします。
2:33:35	規制庁の今野です。よろしければ、次に進めたいと思いますがいかがでしょうか。
2:33:41	浅利の熊倉です。
2:33:43	ご指摘の点承知しました。補足に、ちょっと今スプレ設備の構成部の調べておりまして、確認したところ、逆止弁、
2:33:54	があると、連動弁はないということで、1点補足させていただきますが、そういう機器購入の資料があればそれをお示ししますし、そういったものが、
2:34:06	見つからないようであれば、コメント回答資料として提出させていただきます。
2:34:14	はい。規制庁の今野です。承知しました。そうですね。
2:34:18	当期公認の資料なり既認可の資料の2がなければコメント資料でまず回答した上で、最終的な補足説明資料の中に落としていただけますと幸いです。
2:34:29	ここのセルについては、今のところ確認したいところは以上で、ちょっとまだ確認、最後のところのセルの一番下のSAの設備の衛生施設のところです。
2:34:43	ちょっとまた確認事項が残っていますので、ここについてはハッチングはせずに、ちょっと次回までに調べて修正していただいて、
2:34:53	次回確認をしたい、次回、次回確認できるようにしたいと思います。
2:34:58	で、このセルについては以上で、その上で、1個右のセルの換気設計のところですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:09	前半のヒアリングの際にですね、こちらから、
2:35:17	Cvのトップ 2、煙が充満するまでには、ちょっとこれまで考えていったようなものとは、
2:35:25	オーダーが違うような、時間スケールの話になるんじゃないかっていうこれは定性的な話で定量的な話ではないんですけども、そういう懸念があるというふうになんかちょっとお伝えをしてみました。
2:35:37	ここについて関西電力としてはどういうふうに考えていますでしょうか。
2:36:08	関西電力熊倉です。
2:36:10	アナログ式の煙感知器失礼しました
2:36:15	原子炉格納容器内のオペレーティングフロアに設置するこのアナログ式の煙感知器、
2:36:21	に対して、保安水準②を適用する設計というのを考えておまして、そう。その設計の上では、
2:36:29	時間、
2:36:31	電話、特に問題なくて、煙から影響を受けないというふうに考えております。
2:36:45	規制庁の今野です。まずちょっと、今日、確認なんですけど、次、これまで考えてきたようなものとはやっぱりちょっと時間のオーダー的に、違うものだっていうところの認識は共通なんですか。
2:37:00	その上でそういう判断をされてるってということでしょうか。ちょっと回答お願いします
2:37:11	関西電力吉田でございます時間が他のところと違うと、かなり長時間、煙がたまっていくのに時間かかると。
2:37:22	いうことはこちらでも認識しております。ただ煙だけが発生するような風火災が長時間、続いたとしても、
2:37:33	前回は、シンプルの配管室のところ、煙だけであれば、重要な設備がLOCA仕様になっていて、機能喪失ありませんと。
2:37:43	言いましたけどもそれと同じように煙だけであれば、そういった重要な機器が機能喪失することはないというふうにお考えをしまして、今はクマクラが、
2:37:56	毎年はそういうことを行っております。
2:38:04	規制庁の今野です。
2:40:43	はい、すみません規制、田嶋佐々規制庁の猪野です。今煙については、
2:40:50	大丈夫ですという回答をいただいたんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:56	無煙火災、無煙火災を想定したときには、煙とあと炎は出ないですけど熱は出ると思いますので、その熱に対しては、
2:41:09	熱に対しても、熱が発生してそれがトップなりにたまっても、Cvのトップなりにたまっても問題ないというそういう説明を、
2:41:21	これまでもらってないと思うんですね。なのでちょっとその熱に対する影響というところについて説明をお願いします。
2:42:23	関西電力の久我です。
2:42:27	三つに関してですけども、
2:42:30	先ほど岩野さんがおっしゃったように、CVの中を上の方から溜まっていくと。
2:42:39	何か受循環ファン
2:42:42	運転してございますので、そのような状態であれば、攪拌されることによって、CV内の温度っていうのも、
2:42:52	全体的に上がっていくとそのように考えています。
2:42:55	なので、確かにオペレーティングフロア、
2:42:59	には今、この感知器と煙感知器しかつけていないんですけども、隣接するエリア、同一火災区画内ですけども、他のところにつけている熱感知器、これらは大体 65 度から、
2:43:13	ループしないのであれば 75 度、
2:43:16	感知できるように設計してますので、それぐらいの、
2:43:21	感知できる温度であれば、他の機器が影響を与えることはないというふうに考えてございます。
2:43:26	なお今自主設置として、アナログ式の熱感知器をオペレーティングフロアに、波源となり得る設備の直上に設計、設置するというふうにしてございますが、
2:43:37	こちらについても、より早期の感知という点で、ノーであると判断した場合には、交じっ設置ではなくて、必要なのか。
2:43:48	そういうそのようなところについてももう検討したいと思います。
2:43:57	規制庁の今野です。今、ファンが起動中の時の話をされたんですけど、ファンが停止しているときはどうなるのでしょうか。ファンが停止しているときと。これまでの説明だと、
2:44:08	Cvのところを上からどんどん溜まっていくっていうそういう説明だったと、理解をしています。
2:44:16	安齊委員、浅田です。ファンが停止している場合、
2:44:20	につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:24	無縁ですけれども、それ自体の熱による上昇気流、また水平方向にもあんなというの自然に広がっていくというふうに考えてございます。
2:44:35	そのため、徐々に広がることによって、一番近いところにある熱感知器にて感知することができる。
2:44:43	というふうに考えてございます。
2:45:16	すいません規制庁の岩野です。お待たせしました。
2:45:20	ファンが止まっているときは、上からどんどん煙と熱が溜まっていきますと、そうすると、上からの上の方が御上野が一番温度高くで、
2:45:31	だんだん下の方にオノ高い温度が、溜まった高い温度の空気っていうのがだんだん下の方にまで降りていくことになると思うんですね。
2:45:40	そういった場合でも、
2:45:44	要は重要な機器等に重要な機器等が、その熱の影響を受けないっていうところの説明をお願いします。
2:47:25	関西電力熊倉です。磯さん、あんだけないでしょうか。
2:47:29	規制庁の今野です。承知しました。
2:49:07	関西電力熊倉です。
2:49:09	お時間いただきありがとうございます。
2:49:14	うん。
2:49:15	案が提出。
2:49:17	熱がたまっていくということですが、CV上部のところには、
2:49:21	もうすでに守らなければいけない重要な機器っていうのが、まずないということが一つで、値Ⅱは上昇していきますが、
2:49:36	自然対流によって、下の方にもおりてくるっていうものもあると思いますので、
2:49:42	時間の経過の経過によって、
2:49:46	同一火災区画内の熱感知器で感知できるというふうに考えてます。
2:49:59	規制庁スズキです。今自然対流という言葉が出たのですけれども、
2:50:05	それは、CVの内壁T
2:50:08	要するにテンドンの部分の内壁。
2:50:11	のところの、熱伝達が起きて、
2:50:15	火災によって、熱を付加された空気自身が冷やされて、
2:50:23	それが壁面を伝って降りてくるからそもそも上には厚いものがたまらないんですよってことを言われているんですか。
2:50:43	関西電力松川です。
2:50:46	この容器の上部には熱がたまるというふうに考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:53	規制庁鈴木です先ほど、
2:50:56	たまたまに、滞留が起きるって言われたので、お聞きしたんですけど、やっぱり田丸という、
2:51:04	前提でいるということなんですね。
2:51:10	それ、それが開口部よりちょっと高いところにある。
2:51:17	煙感知器ぐらいのところまで熱だまりが来たら、そこまで来れば煙も当然同じように、そこまで降りてくるでしょうそんな時に煙をヒットすればいいです。
2:51:29	ていう、そういう考え方だということですね。
2:51:37	はい。関西電力熊倉です。今おっしゃっていただいたことを、先ほど申し上げたつもりで、
2:51:45	ございます。規制庁鈴木です。
2:51:48	そこまでたまるっていうことは、それなりに、
2:51:53	温められた空気がずっと上に溜まってるということですので、
2:51:58	それによって、当然金属、
2:52:03	材料でできているスプレイヘッダーだとか、その途中についているような逆止弁だとか、
2:52:10	ていうところに、特段影響が出ないっていうところはわかっているんですけども、
2:52:16	放射性ぶつ数、
2:52:20	外に放散させないために、
2:52:23	CVでそれを放散させないんだっていうところを先ほど、
2:52:28	第一部のところ、話がついたと思ってたんですけども、
2:52:33	それに対して、当然Cvが、
2:52:38	耐圧を維持しなきゃいけないっていうわけではないと思ってますこれはプラント停止しているので、
2:52:44	廊下のポテンシャルを落としているから、
2:52:47	LOCAが発生することは当然ないですから、
2:52:50	ですけど、
2:52:52	放射性物質を
2:52:53	大気に放散させないためには格納容器の中に放射性物質をとどめる。
2:52:59	ぐらいの、
2:53:01	容器としての能力は備えておかなきゃいけないと思うんですけども、
2:53:09	大井さん用についてはPCCVですので、
2:53:13	コンクリートがやられちゃったら駄目のような気がするんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:18	そこはちょっと説明をしながちょっと私理解できないので、
2:53:23	そういう観点で、
2:53:25	確認をしなくても良いような状態にしか熱だまりができないということなのかちょっとその辺を説明してください。
2:54:57	関西電力吉田でございます。CVの中で、煙と熱、それ外に出続けて、天井部に熱が溜まっていくと。
2:55:08	いうところはこちらの方、認識していますけども、その溜まっていった熱によって、そのCVのコンクリ自身が、機能を喪失すると、閉じ込め機能を喪失すると。
2:55:22	いうことは、こちらでは考えておりませんで、もしそういったとじ込み機能が喪失するとすれば、開口部のシール部分であるとかですね。
2:55:33	そういった部分というふうに考えておまして、それより高い位置に、熱、煙がつけておりますんで、そこで感知できるというふうに考えてます。
2:55:53	規制庁スズキです。そういうことでしたらそういうやられることはないということを書いて、説明を作っていただければ結構です。ただコンクリートは65度以上になると。
2:56:05	もともとの強度は、
2:56:09	備えなくなりますのでその辺はご理解された上で、説明を作ってください以上です。
2:56:43	関西電力熊倉です。サイショいたしました。
2:57:11	規制庁のようなですねちょっとお待ちください。
2:59:05	すいません規制庁の岩野です。
2:59:08	1点確認なんですけど、
2:59:11	エリア番号で言うところの、すいません、エリア番号は、少々お待ちください麻生です。パンチックイ。
2:59:21	菅地区学区番号ですかね。
2:59:24	衛藤の8-1であったり8-3と9の1っていうところ。
2:59:31	ここについても、ここについて、この今のエリアで発生した火災についても、
2:59:37	Cvのと、ファンの停止中であれば、Cvのトップにどンドン煙がたま煙と熱が溜まっていて、それで、9-2なりにある感知器で感知されるっていうそういうことを想定されてると理解してよろしいでしょうか。
3:00:10	関西電力熊倉です。
3:00:12	今宮野さんがおっしゃっていただいた、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:16	カワグチ区画の番号のところは、
3:00:19	フジイ、
3:00:21	が配置されてるところの感知区画の番号だと認識していますが、こちらについても同様の率で、
3:00:30	9-2 のところに設置されている。
3:00:33	煙感知器はこちらで安心できるものと考えてございます。
3:00:45	はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。そうすると、わかりました。事実関係については承知しました。ここのセルについてもですねこの感知器設計のセルについても、
3:00:55	Cvのトップのところ先ほどのところは、まだちょっと確認しなきゃいけない事項が残っていると思いますので、ここについてもハッチングせずに、次の確認に移りたいと思います。
3:01:08	次のセルは、
3:01:13	新燃料貯蔵庫エリアのアナログ式でない感知聞いの、通すところの、
3:01:20	に移っていただけますと幸いです。
3:01:23	ここで、まず、アナログ式でない炎感知器コニシこれについては、
3:01:30	我々それを選定することについては、問題ないと思っているので、ハッチングでお願いし、
3:01:37	その上で、
3:01:51	まずこれはちょっと記載だけ、記載の話だけなんですけど、
3:01:57	今、下の方の水張されていないピットであり、
3:02:00	内部が干渉物で占められている場所ってのはこれは新燃料要素、新燃料ラックのことを指していると思ってよろしいでしょうか。
3:02:12	他にも何かさせるものありますでしょうか。
3:02:15	関西電力の村井です。こちらについては新燃料ラック、こちらが設置されているピットのところを指してございます。
3:02:25	はい、承知しました。ここは、
3:02:29	具体的な場所を指し示しているだけだと思いますので、そんなに記載にはこだわらないんですけど、新燃料ラックと、あと新燃料ラック以外であるってことが、ちょっとわかるように括弧書きが何かで、
3:02:41	書いておいていただけますと幸いです。
3:02:52	関西電力熊倉です。
3:02:54	今、コメントいただいたところは、このエクセルで言う2列のところの感知器の設置場所、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:02	ほぼ、今のアナログ式でない放管式は、2種類あるというふうに記載してるんですけども、これが新燃料ラックが立つ。
3:03:11	整理されているピットと、それ以外の部分ということがわかるように、括弧書きで追加。
3:03:18	した方が良いのはそういう意図でしょうか。はい。規制庁の岩野ですおっしゃる通りです。
3:03:25	後ろの方に、例えば、
3:03:27	締められていないピットって上の方のところであればそのピットっていうところの後ろのところに括弧書きで、さっき言ったような水燃料ラック以外と、
3:03:39	あと下のところは新燃料ラックっていうところを、すいませんちょっと書いていただけますと幸い、
3:03:48	以外の場所みたいなもんですからはい。
3:03:53	えっと、その上で、
3:03:57	ここに、この二つの区分になっていることについては、
3:04:05	我々も今日、認識共通認識を持っていますので、
3:04:10	このE列の新燃料ラックと戦略以外の場所っていうところについては、灰色ハッチングで問題ないと思います。
3:04:20	その上で、上の、
3:04:24	その上でですけども、
3:04:28	まず、関西電力の方に確認したいのがですね。
3:04:32	関西電力として
3:04:37	等、
3:04:38	この新燃料貯蔵庫エリアで確認、監視品葛西管、葛西カツキで完成しなければいけない場所として、
3:04:47	どこを見て、どこを考えているかっていうところを確認してちょっとこちらと認識を合わせたいんですけど。
3:04:55	関西電力としては、
3:05:00	完成しなければいけないのは、
3:05:05	いわゆるオペフロのエレベーションの床面と、それからこの新燃料ラックって呼ばれているところの、この底面のところを、火災感知器で監視しなければ、
3:05:18	ならないと思っているのか、それとも、そうではなくって、オペフロのエレベーションの、
3:05:25	面だけを監視しなければいけないと考えているのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:05:30	それとまたちょっと別の考え方があるのか。
3:05:33	そこら辺、どこを監視しなければいけない面だととらえているのかというところの説明をお願いします。
3:05:43	監査委員の熊倉です。
3:05:45	を監視しなければいけないと考えている場所については、このE列のところに記載している、3パターンあるというふうにご覧いただきまして、まずオペレーティングフロア、
3:05:57	それと、通路等の床面の部分。
3:06:01	また水張されたピットの吹鳴。
3:06:06	二つ目としては、水が張られていなくて、干渉物が中を占めていないピットの底の部分。
3:06:15	で三つ目としましては、
3:06:19	水張されていないピットであって、内部が干渉物で、
3:06:24	占められている場所、これ先ほども説明させていただきましたように新燃料ラック、
3:06:32	のところを指してございます。
3:06:34	なので三つの場所っていうのを、監視できるように設計してございます。
3:06:41	はい。規制庁の岩根です。今の承知しました、その新燃料ラックのその部分を見なければいけないとそういうふうにご覧いただいているということで、そこそこについても見なければいけないと考えているということで、承知をいたしました。
3:06:55	そうするとですね、少々お待ちください。
3:07:05	はい。あれありがとうございます。まず、
3:07:10	新燃料ラック以外の場所って書いてある上のセルの方ですね。
3:07:16	ここについては、
3:07:20	まず、
3:07:23	そうですね。この天井高さ 20メートル以上っていうのは、上のところで確認した消防施行規則に規定されている、取付面高さ以上っていうところにちょっと修正をお願いします。
3:07:38	その上で、グレーハッチングをお願いします。
3:07:41	関西電力熊倉ですけれども 1点よろしいでしょうか。はい。
3:07:45	アナログ式でないこの感知器なんですけれども、こちらは天井ってのが、消防局では定められていない、いないと思っておりますので、おっしゃる通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:07:57	具体としては、このままの記載が適正かと考えてございますが、その点いかがでしょうか。
3:08:04	すいません。ちょっと違うセルを見てましたすいません間違いでした。おっしゃる通りです。ここについては、
3:08:13	そうですねすいません。おっしゃる通り、そうすると、ここについてはあれですね
3:08:22	20メートル以上っていう、天井高さが床面から20メートル以上っていう記載が適切ではないってことですね。考慮すべき環境条件がないっていうのが、
3:08:32	多分この記載として正しいんじゃないでしょうか。おっしゃった通りで、この感知器は床面から高さ20メートル以上というのは、何もかん。
3:08:41	環境条件としては関係ない記載になるので、
3:08:46	監査委員の細かい、
3:08:50	岩間さんの今おっしゃっていただいたことを承知いたしました。天井高さが床面から20メートル以上というのは、炎感知器を選定する上で、考慮した事項であるので、ここに記載する事項としては、
3:09:02	特にないのかなというふうに感じてございますので、その点修正させていただきます。
3:09:07	はい規制庁の岩野です。お願いします。その上で、グレーのハッチングをお願いします。
3:09:26	すいません規制庁のようです下の新燃料ラックのところはちょっとまだハッチングはしないでいただき、
3:09:32	ければと思うんですよね。そうですね。
3:09:35	ラックの場所は、すいませんハッチングを戻していただきます。
3:09:39	で、ラック以外の場所のところ、
3:09:46	今、ーが入っているところですね、
3:09:50	保安水準1or2っていうところここについては特にコメントはないので、グレーハッチングをお願いします。
3:09:59	その上で今保安水準②っていうふうになってますけど、これは分けていただいた上でここは消防法施行規則通りっていう記載になるのかなと思うので、そこは適正、適切に先生お願い
3:10:47	はい。
3:10:48	ありがとうございます。では消防法施行規則通りのところはグレーハッチングで、
3:10:53	していただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:55	その上で理屈。
3:10:58	頭感知器設計っていうところですけど、これもセルを分けていただいて、ここについてはバーになると思うので、
3:11:06	ここも修正をした上で、バーのところは、グレーハッチングをお願いします。
3:11:49	関西電力吉田でございます。前回のヒアリングの時に、保安水準を適用する単位といたしますか、それについては、
3:12:02	場所とエリアの中でも場所ごとに、ここは保安水準ここは消防法施行規則通りという整理ではなくて、
3:12:13	複数ある場所のうち一つでも、保安水準適用の場所があれば、そのエリアとして、保安水準を適用すると、そのあと、そのエリア、
3:12:26	について、保安水準を確保できる理屈。
3:12:32	確保できる理屈、これをアイレップの方に記載しているというところで、ちょっとこちらの整理としては、設置場所と
3:12:45	環境条件ですね、これに対して保安水準を適用するというのは、頭の中で言えば整理しながら、
3:12:56	それは基本設計をしに結びつけていくと、エリアに対して、どのように保安水準が確保できるかというところは、添付の説明資料、
3:13:08	説明書にいきたいというふうに考えてますんで、一旦この表としては、新燃料貯蔵庫エリアのアナログ式でないほど感知器、場所が二つに分かれていて、
3:13:22	消防法施行規則通りというところと、保安水準②というところあるんですけども、新燃料貯蔵庫エリアのアナログ式でない感知器、これについては、保安水準②を適用すると。
3:13:36	いうそこは一色単に整理したいと思っておりますがいかがでしょうか。
3:14:02	規制庁の今野です。今さ、この前のヒアリングっていうのは、1個前の、先週のヒアリングだと思ったらよろしいでしょうか。ちょっとそういうふうな認識は、
3:14:13	こちらとしてはしていなかったんですけど。
3:14:18	関西電力吉澤でございます先週のヒアリングでございます。
3:15:59	規制庁の今野です。前回の先週のヒアリングではですね、今で言うところのF列の環境条件、
3:16:09	このところで分けた分けた上で、等を分けると、そういう話をさせていただいて、そこで分けると当然、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:20	エリアごとしていう話ではなくて、保安水準を適用するかどうかというところも、
3:16:27	それに、
3:16:28	あわせて整理することになると、理解をしていたので、そのエリアごとで保安水準を適用するっていうことは、我々はそういうふうな意図では発言はしていませんでした。
3:16:51	関西電力吉田でございます。エリアの名称であるとか、そういった部分はインターフェースかどうかという議論もあったかと思うんですけども、
3:17:01	それについてはこれまで、エリアというところで、換地設計進めてきてますんで、それは残したいというところで、お伝えした上で、
3:17:12	異なる2種類の感知器、それぞれ設置場所ごとに、
3:17:19	保安水準適用するのか、しなくていいのかというところ、整理して、最終的に当該のエリアに対して、どのような感知器設計するんかというところ、整理していくんですけども、
3:17:34	前回の
3:17:37	先週のヒアリングの時に、この
3:17:41	設置場所と環境条件、あと保安水準の適用を所適用するか否か、それについてはパターン化といいますかグルーピングが必要と。
3:17:53	ということで、これは別途パターン化については、0津田分ですね。
3:18:06	間部タブーの方別途、整理していくことで考えてまして、これ、
3:18:16	表がちょっと二つ分かれますけども、まず整理表で、エリア単位ではありませんけども、換地設計を整理して、
3:18:28	そんな中で、
3:18:31	環境条件、あと、
3:18:33	消防法施行規則通り設置できない、いうまた不安水準の適用、その辺を別紙1でちょっと、
3:18:44	整理していくと、そのように考えているところです。
3:18:58	そのようなです少々お待ちください。
3:19:09	はい。規制庁の今野ヤスお待たせしました、今からそうですね。ちょっと加来もう一度確認をしたいと思いますが、まずう、
3:19:19	今
3:19:21	私の方から、消防法施行規則通りっていうところと保安水準②っていうところを分けていってほしいというふうに、今お願いして修正してもらったんですけど、ちょっとやっぱその認識はずれがあるみたいなので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:19:34	元域で、どちらも保安水準②っていうのにしていただいた上でちょっとグレーハッチングは外して、まだそこはそう。
3:19:44	共通理解は取れてないところとして残っていると、いうふうに、一つ資料、エクセルファイルの修正をお願いします。
3:19:54	その上です、先ほど見せていただいたパターン化の、
3:20:01	シートの資料については、
3:20:05	提出していただいて、それについてはまた別途確認をするようにしたいと思います。
3:20:21	すいません。バーのところについては、ハッチング塗っていただいてもいいのかなと思って、
3:20:33	すいませんあとアイレップも、
3:20:36	また同じように、共通共通、
3:20:41	アナログ式、保安水準 01T02 のところそこは共通整理していただけます。
3:21:18	はい。規制庁の岩間です。ありがとうございます。
3:21:22	その上で、じゃあすいませんちょっと理屈のところに入る前に、
3:21:27	新燃料ラックの場所の方、新郎ラックの場所の方の
3:21:35	環境条件のところのセル、
3:21:38	そうですね環境条件のところのセルの話をしたんですけども、
3:21:42	今、内部が干渉物で占められているってところなんですけど、これ、
3:21:48	多分意図してるところは同じだと思うんですけど、今消防法施行規則、
3:21:55	結局この環境条件というのは消防法施行規則通りに設置ができないってところのマツイになっていると思っていて、環境、消防法施行規則って、
3:22:06	に適用できない説明としては、
3:22:11	消防法施行規則の
3:22:13	23 条 4 項の、
3:22:16	7-4 号、ここの伊奈の 4 号のハっていうところ今見れますでしょうか。
3:22:30	関西電力の甲斐です。消防法施行規則の 23 条 4 号の 7 のはですね。
3:22:39	7-4 ですね。そうです。はい。
3:23:30	関西電力熊倉です。23 条 4 項の 7-4 のはですね、用意できましたのでお願いします。
3:23:39	はい規制庁のようなですありがとうございます。ここのところで、感知器は障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けることっていうふうな規定が炎感知器についてはありますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:23:53	ここのところの文言を使って、
3:23:57	書いてある通り、
3:24:03	当間環境条件としてはですね、
3:24:08	障害物等による釜サカイここのこの文言を使って書いた方が、適正、消防法施行規則との関係でわかりやすいんじゃないかなと思っています。
3:24:19	ここの文言にある通りそう障害物等により、
3:24:22	有効に火災の発生が感知、
3:24:24	サカイの発生を感知できない場合みたいなのが、
3:24:30	消防法施行規則と照らして考えると、適切な書きぶりーなんじゃないかと思うんですけど、関西電力としてはいかがですか。
3:24:43	はい。関西電力吉澤でございます。障防法の記載を引用した形で、環境条件のほうを記載させていただきます。
3:24:52	はい。規制庁の今野です。修正のほうよろしくお願ひします。あわせて、設置が適切でない説明っていうところの、別ですけど、そこも同じように、消防法施行規則の先ほどの文言を使って、
3:25:08	できない理由を説明していただきたいと思います。
3:25:14	そうですねあわせて今修正できるようであれば修正していただいて入るハッチングにしたいと思います。
3:25:34	その上で、ちょっと今所修正しながらですね。
3:25:38	ちょっと引き続き確認をしたいんですけど、今、
3:25:45	まず、今この感知器について、今からちょっと理屈の、
3:25:50	すいません。衛藤。
3:25:53	そうですね。すいません。関西電力におかれてはですね一応準時間としてとっていたのは、
3:26:00	19時までだと思ってるんですけど、これ以上続けられるかそうではない。ちょっとここで今日は一旦止めた方がいいかっていうところをちょっと回答をお願いします。
3:26:12	やるとしたらひとまず1時間ぐらい行って、
3:26:16	18、20時までかなとこちらは考えてるんですけども、関西電力の方がいかがでしょうか。
3:26:29	清涼クマクラです。
3:26:31	方を、
3:26:32	もしただ、申し訳ございませんが
3:26:37	引き続きお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:44	はい。規制庁の山名です。承知しました。ちょっとお待ちください。
3:29:07	ちょっと結局、理屈のところが多いと思ってるので、
3:29:13	ちょっとそこにどこまで時間かかるかですけど、
3:29:21	どう、
3:29:52	と煙のところは全域。
3:29:55	イソダ。
3:29:56	そうです。
3:29:58	全員一緒です。
3:30:01	今関西電力のやつはそうなるんで、はい。
3:30:08	だから、そこはそんなに今今まで関西電力は、
3:30:12	ラックの底面と、あと、オペフロのところのエレベーションを見なきゃいけないんですっていうふうに宣言したので、
3:30:20	はい。
3:30:22	そうです。
3:30:26	あとこの解析条件のところも別にそんなに層位は今ないので、
3:30:31	はい。そんな時間はかからない。
3:30:42	終わったらです。
3:30:47	はい。すいません規制庁の今野さんお待たせしました、まず、環境条件のところですけど、今そのラック性干渉物で占有されておりっていうところは、
3:30:57	やっぱり関西電力としては条件としてつけたっていうところですかね
3:31:02	そのところ、
3:31:05	限定してしまうと、あとで基本設計方針とかに持っていったときに、やっぱり干渉物で占有されているところしか、その環境条件というのを適用できなくなってしまうんですけど、
3:31:18	関西電力としてはどのように考えていますでしょうか。
3:31:22	関西電力若井です。こちらの記載については、
3:31:25	記載がなくても、
3:31:31	足示したい環境条件を示しているというふうに考えてございますので、記載については削除させていただきたいと思います。
3:31:41	はい。規制庁の今野です。承知しました。では削除した上で、灰色ハッチングをお願いします。
3:31:53	そうですね、はい、ありがとうございます。
3:31:56	その上で、ちょっとこの感知器についての理屈のところに移りたいんですけど、まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:32:08	確認したいのがですね、
3:32:12	この感知器で見なきゃいけない場所。
3:32:18	すいません。この感知器のところで、まず、
3:32:21	新燃料ラック以外の場所っていうところが、一番上の行であると思うんですけど、
3:32:30	この
3:32:31	新年度ラック以外の場所に、
3:32:39	SA施設はあるかどうか、ここのSFP監視カメラっていうふうに挙げてますけど、
3:32:46	このSAP監視カメラっていうのが、どこにあるかちょっと確認をしたくてですね、し燃料ラック以外の場所にあるのか。
3:32:55	新年度ラック以外の場所に今あると思ってるんですけどその理解でよろしいですか。
3:33:02	はい。関西電力熊倉です。ご認識の通りです。
3:33:06	新燃料ラック以外の場所ですね、新しい同一の火災区画内、
3:33:12	にございます。
3:33:17	はい。規制庁の岩根です。承知しましたそうするとですね。
3:33:51	すいません規制庁のような、少々お待ちください。
3:34:13	すいません規制庁の今野です。えっとですね、おんなじ理屈でもいいんですけどちょっと話を整理をしたいので、
3:34:23	この間、アナログ式でない炎感知器の新燃料ラックと新燃料ラック以外の場所で、理屈のところ欄を分けていただいてもよろしいでしょうか。
3:34:35	その上でまずはその新燃料ラック、
3:34:38	以外の場所と、新燃料ラック、
3:34:41	新年度ラック以外の芭蕉についてちょっと書く。
3:34:45	すいません。
3:34:47	新燃料ラックの場所についてちょっと理屈のところを確認したいと。
3:35:29	すいません規制庁の岩野です。
3:35:45	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。その上でちょっと
3:35:48	消防法施行規則通りに設置をすすとしている、新燃料ラック以外の場所についてはちょっと保留をした上で、新燃料ラックの場所、
3:35:59	ここについての理屈を、確認したいと思います。で、今ラックのところにはないということだったのでちょっとSA施設のところはなしにして、
3:36:10	いただけますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:36:21	慣性力があります。今、檜山さんがおっしゃっていただいたのは、この16行目のアイレップのこの理屈のところの、
3:36:31	重大事故等対処施設の救命のところということでよろしいでしょうか。
3:36:38	すいません規制庁の今野です。今、私はそれを意図していました。
3:36:44	こちらについては、
3:36:48	いずれも
3:36:50	エリアとしては含まれると思います。
3:39:21	うん。
3:39:22	はい。
3:39:23	すいません。江藤。ちょっとそうですね、今このところについて我々環境条件ごとに、理屈を整理すると思って、
3:39:34	ていたので、ちょっと今関西電力としてはエリアごとに整理をしようとしていると保安水準の適用なり、理屈のところを整理しようとしているっていうことでちょっと認識の
3:39:47	そごが大きいのでちょっとここについては、今日すぐにちょっと結論が出せないと考えています。
3:39:58	その上でちょっと事実関係だけ1点確認したいのがこのA棟、清施設として挙げられているSFP監視カメラっていうものの、設置場所だけ
3:40:09	説明していただいてもよろしいでしょうか。
3:40:12	すいません。でも監視カメラ以外もあれば、どういうものがどこにあるかっていうところの説明をお願いします。
3:40:25	関西電力熊倉です。少々お待ちください。
3:40:30	規制庁の今野です。承知しました。
3:40:54	関西電力熊倉です。
3:40:56	この新燃料貯蔵庫エリアを含んでいる火災区画には、重大事故等対処施設として、
3:41:06	使用済み燃料ピット使用済み燃料ピットエリア監視カメラ、あと使用済み燃料ピットの水位と温度、これ、AM用としてですが、この四つ。
3:41:18	ございまして、いずれもほぼ新燃料貯蔵庫エリアではないんですけども、同一の火災区画の中に設置されているものでありまして、SFピット側に設置されているものでございます。
3:41:41	すいません規制庁の今田です。今の説明からすると、当該エリア、
3:41:47	で呼んでいる新燃料貯蔵庫エリアの中には、SA設備はないっていうそういう説明でしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:41:57	ここでアンリュウクマクラですけれども、新燃料貯蔵エリアとしているエリアの中には、
3:42:07	いやないというふうに認識してございます。
3:42:14	はい規制庁の今のやつ承知しました。少々お待ちください
3:43:50	はい。規制庁の今野です。すいません。説明については承知をいたしました。ちょっとこの理屈のところについてはちょっとこちらでも確認をした上で、
3:44:01	ちょっと次回以降にまわしたいと思います。
3:44:04	すいません。あとですね、アナログ式の煙感知器の方ですけど、感知器の組み合わせ。
3:44:11	清野欄と、あとここが全域の横のセルで全域ってなっているところ。
3:44:19	と、あと、今回さっき修正していただいた取付面高さ以上っていう、
3:44:25	記載になっているところと、あと、李。
3:44:28	適切でない説明、これについては共通認識とれていると思いますので、灰色ハッチングでお願いします。
3:44:37	あとすいません十分な保安水準のところもですね、
3:44:48	はい。すいません。ありがとうございます。これでちょっと、とりあえずこの新燃料ラックに、新燃料貯蔵庫エリアについては、ここ、本日はここまでにしたいと思います。
3:44:58	それですいません。ちょっと、
3:45:01	本日今日全部すべての
3:45:04	業務を
3:45:08	確認するつもりだったんですけどちょっと時間も近づいてきているので、Cvの中を優先的に確認をしたいと思っています。なのでちょっとシャワー室の方は飛ばして、
3:45:21	ループ室の方のセルを確認させていただけますと幸いです。
3:45:36	このまず、ループ室のところの熱感知器キーのところですけども、
3:45:47	熱感知器キーで、全域っていうところ。
3:45:53	については、
3:45:59	別の他の環境条件が、ちょっと待ってください。
3:46:06	すいません規制庁の岩間です。このループ室のところなんですけど、
3:46:10	今、えーつとですね資料の、
3:46:14	すいません。
3:46:16	4月の12日に提出していただいた資料の、
3:46:29	26ページのところろうを開けていただけます最大です。いつもの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:46:36	断面図ですね。すいません、41 ページの方が見やすいので 41 ページをお願いします。いつものCvのところの断面図の図ですね。
3:46:50	いつもの断面図のところで、今、
3:46:55	トルベースのところは 5-1、5-4、6-2、7-2 とかで、感知、区画、
3:47:04	エリアって言われてるものの番号が示されていますと。
3:47:09	換地区間、そのエリアが分かっているってことは、換地区域、消防法で定められている感じ区域が分かっているっていうふうな説明になると思うんですけど。
3:47:23	そうするとですね、
3:47:26	障防法としてはですね、グレーチングがグレーチングで感知区域が、
3:47:33	分かれるっていうふうな考え方は、してなくてですね。
3:47:39	本来イソノ、
3:47:41	感知区域っていうのは、5-15-46-27-2、全部同じ漢字区域になっていてで、
3:47:51	なおかつそのオペ、結局空気の方、グレーチングで空気はせきとめられないので、
3:47:56	8-1 とか 8-3 とかっていうところのオペフロのところまで全部含めて、同一の感知区域になるはずなんです。
3:48:05	ここのところちょっとやっぱり、我々もまだ、よく我々もこれまでちょっとよく認識はしていなかったんですけど、消防法の考え方からするとちょっとこの感知区域の設定っていうところが、
3:48:18	おかしいところうだとおかしい。感知区域、消防法で指定されてる感知区域っていうところはしっかり、それ通りに定められていないところうだところになっていますので、
3:48:31	ちょっとここのところを、考え方を改めたいと思っています。関西電力としてはこの換地区域の設定、
3:48:39	っていうところは、どのように考えてますでしょうか。やはりちょっとチェック我々とは違う考えを持っていますでしょうか。
3:49:09	関西電力吉田でございます以前エリアとか、感知区画、感知区域、その辺の関係について、消防法でいう感知区域を、
3:49:21	ある程度、まとめたものを感知区画＝エリアというふうに定義して、換地設計進めていますと。
3:49:32	ということで、うてましたけども、逆にここループ室の部分については、換地区域は一つですけども、感知器の設計上、
3:49:45	換地区域を分割して貸す、換地区画、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:49:50	これを
3:49:51	この番号で設定していると、そういうふうになってます。
3:52:25	はい。規制庁の岩野ですお待たせしました。
3:52:28	ます。今の先ほどの説明からすると、これまではエリアっていうのは感じ、
3:52:34	区域を、複数まとめて、エリアと定義した上で、そこに対して設計していくっていうことだったんですけど、このCvのところについては、
3:52:44	これまでのその消防法施行規則に定められている感知区域っていうところを2基をもとに設計するっていうところが、できない場所だっていうふうに関西電力としては、
3:52:59	認識されているということですかね。
3:53:02	そうすると何かそれが環境条件の定義になりそうな気がするんですけど、関西電力としてはいかがでしょうか。
3:53:34	関西電力吉田でございます感知区域イデ行くと、このループ室等、オペフロ部分、これがすべて1個と、
3:53:45	いうふうになるんですけども、こちらとしては放射線量が高い場所を含んでいるこのループ室、これとオペフロと、
3:53:55	いうところをちょっと分けて整理を進めてきたというところもありますんで、今分けております。
3:54:06	補足説明資料2、戸数整理表等を整理してもらってまして、そこには、この換地区画ごとに、グレーチングにつけるという設計も採用してまして、
3:54:20	換地区画単位で
3:54:24	感知器の種類と個数、これを整理していってまして、さらにループ室等でフローについても、複数の換地区画に細分化して、整理していっているという状況でございます。
3:54:40	一つにまとめて、その中で、
3:54:46	今条件ごとといいますか、それごとに分割するというやり方も、当然できるとは思ってんですけども、今は
3:54:58	今のセキのような考えでやっております。
3:55:58	すいません規制庁の今野ですお待たせしました。今吉沢さんがおっしゃったのは、
3:56:08	我々の意図としては
3:56:11	今ここで関西電力の方では熱なり、煙感知器のところは、全域全部同じ環境条件だというふう整理をされていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:56:22	我々も全域一つの環境条件だと思っています。で、その環境条件っていうのは、
3:56:31	衛藤。
3:56:32	先ほど、ちょっと話があったような、消防法施行規則、
3:56:38	で定義される感知区域、これがそのまま適用できないようなそういった特殊な環境条件だっていう、それが全域同じそういう環境条件だっていう、
3:56:51	ことの共通認識が取れたのかなと思ってたんですけど、何かヨシザワ様としては、何かその別のことを説明されようとしてたんですかね
3:57:01	先ほどの、なんでしたっけ。
3:57:05	そうですね。なんかちょっとすいませんもう一度ちょっとぐ。
3:57:09	もう少し補足して、何を説明されたかったのかっていうところを、説明していただいてもよろしいでしょうか。
3:57:20	関西電力吉田でございます。説明したかったのは、サイショ換地区域等換地区画の位置図系についてご質問あったんで、
3:57:34	ちょっと説明いたしましたけども、例えばループ室でいうと換地区画が四つありますけども、これはすべて同じ環境条件ということでもまとめて全域というふうに整理しております。
3:57:49	ですんで換地区画に分けているのは、整理する上での便宜上の、は分けてるだけであって、環境条件はひとまとめというふうに思っています。
3:58:06	規制庁の今野です。ありがとうございますそこについては、同じ一つの環境条件だということで、共通認識が取れていると理解しました。そういうことであれば、そうですね。
3:58:18	熱感知器と煙感知器のところとあと全域って書いてあるところについては、グレーハッチングになるのかなと思います。
3:58:36	その上でじゃあどういう環境条件かっていうところなんですけど、
3:58:41	何かさっきほど、関西電力としては、何かこう、今の、
3:58:46	説明、今のやりとりを、をし、
3:58:51	踏まえて、
3:58:52	環境条件としては、
3:59:03	やはりそのグレーチングと、そうですね。
3:59:07	環境条件として何か
3:59:10	今、
3:59:12	ここ、ちょっとお待ちください。
4:00:11	すいません規制庁の今野です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:00:13	ですねお待たせしました。
4:00:15	アナログ式でない熱間つきってところの環境条件のところですけど、
4:00:22	まずう等、
4:00:25	2行目のところからで放射線が量が高い場所、
4:00:30	上を含むためって書いてあるんですけど、
4:00:34	この放射線量が高いってところは、感知器の設置の上で、
4:00:38	関係しないと思ってるんですけど、
4:00:41	関西電力としてどのように関係すると考えているのか説明していただいてもよろしいでしょうか。
4:05:55	すいません規制庁の今田です。今まだ検討中ということでよろしいでしょうか。
4:06:12	関西電力小中です。先ほど岩谷さんの話が途中で消えてしまったと思っております、ちょっとそれ、すみません、失礼しました私が確認したのはですね、
4:06:26	今、グレーで塗ってもらっている高放射線あせん放射線量が高い場所を含むためってところがですね、
4:06:36	感知器の設置っていう上で、関係しないと思ってるんですけど、関西電力としては、その感知器の設置っていう上での
4:06:46	環境条件なり適切でない理由というところのどのように関係するのか説明していただいてもよろしいでしょうか。結局環境条件と、
4:06:55	適切でない理由ってのは対になるっていう話をしていて、右側の適切でない説明のところには、入ってこないんですよ。
4:07:05	放射線量の話は、
4:07:08	なので、何かちょっと、ここの
4:07:12	環境条件と適切な説明と事のところの
4:07:15	対応関係がとれてないなと感じたんですけどここについてはいかがですか。
4:07:29	関西電力小原です。
4:07:32	岩間様のおっしゃる通りで、太字列で、この次になっていないことも踏まえると、ここは設置の
4:07:42	条件ではないのかなと、そういうふうに感じてございますので、記載について見直したいと思います。
4:07:55	はい。規制庁の今田です。そうするとそこを削除する方向かと思っておりますけど、修正の方よろしく願います。その上でですね、
4:08:08	ちょっと、ちょっと前の話に戻りますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:08:13	障防法施行。
4:08:15	規則で、
4:08:16	規定されてる感知区域キーの整理とは違う整理をしなければいけないような環境条件、
4:08:26	であるってということが、共通認識は取れたかと思っているので、ちょっとこの文言はまたちょっと修正しなければいけないと思いますので、
4:08:37	今日セットはできないんですけれども、ちょっと括弧書きか何かでいいので、その関西電力と共通認識が持てた事項として、消防法施行、消防法施行規則で規定する、消防法で、
4:08:51	等の考えで感知器設計ができない場所であるってところの共通認識がとれたということは、ちょっと書いておいていただきたいと思います。
4:09:04	関西電力の方はその認識でよろしいでしょうか。
4:09:17	はい。関西電力、熊倉です。
4:09:20	原子炉確保ももうアナログ式でない。
4:09:24	熱感知器ですけれども、消防法施行規則通りに、設置することができないので保安水準②を適用するという考えが、もともとございますので、その点について、今Fの、
4:09:37	下のところに括弧書きで記載しておりますけれども、そのようなところで共通認識が取れたというふうに考えてございます。
4:09:50	主
4:09:53	灰規制庁の岩野です。承知しました少々お待ちください。
4:11:58	はい。規制庁の今野です。今、確認している熱管つきの環境条件のところですけどグレーチング面しかないってところの文章ですね。
4:12:11	これが何か最終的に感知器を設置する場所、
4:12:15	を指しているだけのような気がしていて、その感知、環境条件ではなくて最終的に感知器を設置する場所だけを、
4:12:25	書いているので何ていうんすかね環境条件とその説明としてはふさわしくないというふうな印象を持っています。
4:12:34	ただし、ちょっとこの文言については、今日はちょっと確定はしないとしますのでちょっとそういう懸念があるということだけ、ご承知おき。
4:12:43	ください。
4:12:46	衛藤関西電力の方、よろしいでしょうか。
4:12:54	伴さん、若井です。環境条件として、グレーチング面しかない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:13:00	というところが、妥当かどうかというところで、今後また共通認識を図りたいと思いますので、
4:13:11	承知いたしました。
4:13:14	はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。
4:13:16	そして、今括弧書きで書いていただいたところですけど、アナログ式の煙感知器の方も、
4:13:24	おんなじなると。
4:13:27	思っているんですけど関西電力としてはいかがですかあの括弧書きのその消防法施行規則の考えで設置できないっていうところは、煙感知器も同じじゃないかなと思ってるんですけど。
4:14:37	関西電力のプラス。
4:14:39	藤秋野駅ループ室のアナログ式の煙感知器について、
4:14:45	消防法施行規則の考えで設置ができないということで、
4:14:49	括弧書きを追加させていただきました。
4:14:57	規制庁の伊ワノです。ありがとうございます。
4:14:59	その上で、保安水準②っていうところについては、我々も、アナログ式、熱感知器煙カツキ両方を適用しなきゃいけないと考えているので、
4:15:10	そこについてハッチングをお願いします。
4:15:17	その上で、次ですね、理屈のところなんですけど、
4:15:23	この理屈のところについては、
4:15:31	まず、
4:15:33	オペフロのところの理屈ですね。
4:15:36	あちらと同じ理屈になるのではないかなと思っています。
4:15:42	もしそれでよろしければひとまずちょっとコピーアンドペースをしていただいてちょっと関西電力とこちらで
4:15:52	あそこじゃなくて理屈の方ですね。
4:15:57	あそこですね。はい。
4:15:58	理屈については同じになるんじゃないかなと思ってますので、ちょっと1回貼りつけていただいてちょっと県、両方で検討してですね。
4:16:06	同じ理屈で成り立つかどうかっていうところを確認したいと思い
4:16:23	はい。今の伊佐ありがとうございます。一つお待ちください。確認しますので少々お待ちください。
4:17:42	はい。規制庁の今野です。こちらとしてはですね、
4:17:46	すオペフロのところと、ループ室のところは同じ理屈が成り立つのかなと思っているんですけど、関西電力におかれてはいかがでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:17:58	関西電力熊倉です。こちらも同様に流していきって、成り立つというふう に考えてございます。
4:18:06	はい。ありがとうございます。そういうことであればここ、文言まだフィッ クスはされてないと思うんですけど、ループ室とオペフロア同じ理屈という ことでループ室の方が修正されたことも修正していただいて、
4:18:19	同じタイミングで、ここは
4:18:21	次回以降ですね、プレハッチングにしたいと思います。
4:18:26	その上で1個右のセルの
4:18:30	感知器設計の方に、
4:18:32	減ります。
4:18:34	まず、
4:18:38	ここの換地設計のところで確認したいんですけど、
4:18:43	ファンが、
4:18:46	起動しているときは、ループ室内の煙なり熱なりは、均一になるので、フ ァンファンによってかきまぜられて均一になるので、
4:18:57	ループ室内にある感知器で感じてきます。これについては理解はしまし た。ただし、ちょっと
4:19:05	ファンが停止している時については、あまりちょっと説明がなされていな かったと思っていますので、そのファンが呈しているときにはどういふ うに、どういふうな煙なり熱なりの流れになって、
4:19:18	どこの感知器で感知するのかっていうところをちょっと改めて説明をお 願いします。
4:19:57	関西電力熊倉です。
4:19:59	原子炉格納容器ループ数の中で、浅井が発生した場合は火災によるね 通で、上昇する流れっていうのができるというふうを考えておりますの で、
4:20:14	原子炉格納容器。
4:20:17	切る主体に、
4:20:19	保安水準②を満足するように設置する。
4:20:22	熱感知器及び煙パンチ器、
4:20:25	こちらで、
4:20:27	十分感知できるというふうに考えてございます。
4:20:31	規制庁の今野です。えっと、ループ室内にあるキュウリ感知器及び熱感 知器で感知するっていう説明ですよね。
4:20:51	これは関西電力からです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:20:57	次、ループ室内に設置する熱感知、煙感知器で十分に監視できるとは考えているのですが、
4:21:06	Jのフェーズに書いてありますように、隣接する火災区画に煙が流出する可能性がある開口部に高い場所、
4:21:17	オペフローの部分の煙感知器を指してるんですけども、こちらの煙感知器も兼用することによって、確実に、
4:21:25	感知できるような設計としてございます。
4:21:34	規制庁の今野です。ファンが動いているときに、まず
4:21:39	ループ室内の感知器でも感知できますっていう説明だったんですけど、ファンが動いてる時についてはかきまぜられるので温度とか煙が均一になるので、
4:21:50	ループ室内のどこかにある感知器で感知できます。これは理解はしました。一方でファンが動いてないときについてはそういう、かきまぜられるってことがないので、
4:22:04	ループ室内に感知器があれば感知できるっていうわけではないと考えてるんですけど、その説明はどうなるんでしょうか。
4:22:13	関西電力熊倉です。
4:22:15	ループ室内に感知器、あ、失礼しましたファンが、
4:22:19	動作してない場合についても、火災による熱によって上昇する流れができていうふうに考えてます。
4:22:27	なお火災が拡大していくことによって、放射状に熱であれば、広がっていきますので、
4:22:37	同様、ファンが起動している時と同様に、感知はできるものだと考えてます。
4:22:53	関西電力吉澤でございますループ室については感知区画四つに分けておりますけども、一番下の方で火災が発生すれば、ループ室内に設置している感知器で感知できるというふうに思っておりますけども、
4:23:09	例えば7-2のところのグレーチング名、ここで火災が発生したと、いうふうに仮定すると、ループ数の中につける。
4:23:21	感知器では感知できないというふうに思ってますその場合は、オペフローの方につける、煙が感知できるというふうに考えてまして、兼用というふうにしてございます。
4:23:41	はい。久野イワノ谷津です。少々お待ちください。
4:27:49	規制庁の今までさお待たせしました。
4:27:53	ちょっとこちらで理解ができなかったのがですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:27:57	底面のところで発生した火災が、
4:28:03	ファンがなくても、
4:28:07	あと、ファンがなくても、
4:28:14	ループ数のどこかにある感知器で感知できるっていうそういう説明になっているところの、ちょっと理屈がやはり理解はできませんでした。
4:28:24	ファンがあれば、温度とか煙が必要になるのでどこかに感知器がついてるか感知できますっていうのはわかるんですけど、あくまで結局グレーチングのところには煙、
4:28:34	が、煙がたまらないとか天井ジェットが発生しないので、
4:28:44	結局火災のプルームが広がっているその広がってる先にカツキがないと感知できませんと。
4:28:50	そうするとそういうところからすると、その
4:28:53	ループ数のどこかにある感知器で、感知が必ずできるっていえるような状態では、底面で発生した時ですね。
4:29:05	上の方の7-2とかではなくて低迷で発生したときにおいても、必ずそのループ室の中で感知できるとは言い切れないんじゃないかなと考えてるんですけど。
4:29:14	そこについては、関西電力はいかがですか。
4:29:25	はい関西電力、吉田でございますこちらで考えていたのは停止した時に一番底面で火災が発生したとき、おっしゃるようにプルームが出てる部分感知器があれば管理できると。
4:29:40	いう話でしたけども、時間の経過等々にですね、水平方向にも熱の広がり、煙の広がり、これがあるというふうに思ってます。
4:29:54	必ずとは考えてませんが、ループ室の中の感知器でも感知できる。
4:30:01	のではないかとこのところ考えています。ただ感知できないということも十分に考えてますんで、それに備えてオペフロの煙感知器を兼用というふうにしてございます。
4:32:00	すいません。規制庁の矢野です。少々お待ちください。
4:34:19	はい。規制庁の岩野です。お待たせしました。今吉澤様の方から説明していただいた
4:34:27	任さが、火災が発生してそれが時間経過とともに放射状に熱なりが発生していくっていうふうな説明っていうのは、
4:34:40	補足説明資料につけてある論文の
4:34:45	部屋で、熱源があったときに、縦方向の温度分布を、の時間変化を見た論文の説明をもとに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:34:55	そういう放射状に横方向にも亀裂が拡散するっていうそういう説明をされようとしてるんですけど、それともまた全然違う話になる。
4:35:08	関西電力、吉田でございます論文前に負担、2種類あったかと思うんですけども、その論文に基づいて、水平方向にも広がり、
4:35:21	あると、時間経過とともに、そういうふうに理解して、今説明申し上げた次第です。
4:35:33	規制庁の岩野です。すいません今、鳥栖根拠として挙げられた論文は、別紙の何番。
4:35:41	ていう、何ていう名前の論文かっていうのが、
4:35:44	説明す。
4:35:46	回答していただいてよろしいでしょうか。
4:36:13	関西電力吉田でございます。
4:36:16	資料の、
4:36:21	1って、
4:36:23	補足説明資料 1-1-別紙 5-1 と 5-2 と、
4:36:27	いうものを指してございます。
4:36:41	はい。規制庁の今野です。支出しました少々お待ちください。
4:37:20	麻生です。
4:37:23	規制庁の今野です。今ちょっと論文を紹介していただいたので、ちょっとその論文についてはこちらでちょっと引き続き確認をしたいと思います。
4:37:37	ちょっと少々お待ちください。
4:39:33	はい。規制庁の今田です。すいません。お待たせしました。ちょっと時間を過ぎていることもあり、シンプル配管室でちょっと確認できるところだけ、だけちょっとさらっとやってですね。
4:39:44	ちょっと次、次回にの頭にしたいと思います。
4:39:49	シンプル配管室のところちょっと、ページを開いていただけますと幸いです。
4:40:00	はい、ありがとうございます。その上で、
4:40:04	今、えっとですね。
4:40:08	すいません、シャローのところ。
4:40:11	なんですけども、今立坑のところを含むって書いてあって、サロのところ、
4:40:17	すいません、まず立坑のところはですね、
4:40:24	すいませんまず立坑のところの説明、せえ等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:40:28	消防施行規則通りに設置できない理由であったり環境条件のところの説明なんですけど、我々としては
4:40:35	そもそも工事自体が不可能であると、どう頑張ってもできないと、そういう場所だというふうに理解をしてるんですけども、
4:40:46	そういうことを、今環境条件であったり、適切でない説明っていうところで説明されようとしていますでしょうかちょっとその認識が同じかどうかっていうところですね。
4:41:03	はい。関西電力熊倉です。工事自体ができないという認識で、このフェーズの、
4:41:10	環境条件等を記載してございます。
4:41:14	はい、規制、規制庁の今田です。ありがとうございます。そうするとですね
4:41:18	人の寄りつきができないためっていうところの、
4:41:23	理由のところはいいんですけども、環境条件としては何かその工事が不可能であるっていうところのニュアンスを出していただきたいと思っています。
4:41:41	その上で、
4:41:42	念のため確認なんですけど、工事が困難ですっていうことではなくて、もう、技術的にどう頑張っても不可能なんですっていうところろ、
4:41:53	だと理解していますので、そうするとそのシャローのところもですね、同じように、その困難っていうわけではなくって、
4:42:03	技術的にもう不可能なんです。
4:42:06	どう頑張っても、足場とかが立てられなくて不可能なんですっていうところの説明をしていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。
4:44:29	関西電力、熊倉です。
4:44:33	今よろしいでしょうか。
4:44:35	規制庁の稲葉です。お願いします。
4:44:38	熊倉です。
4:44:40	傾斜の部分についても、寄り付きは、
4:44:45	できなくて、
4:44:46	感知器を設置することができないというふうに考えてございます。
4:45:02	規制庁の今野です。今説明があった、どうして、設置ができないのかどうして1の寄りつきとか足場の設置ができないのかっていうところは何か
4:45:14	ポンチ絵で良いので、その

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:45:18	設置できない理由っていうところをもう少し明確に
4:45:22	資料として出した上で説明をお願いします。我々としては、
4:45:27	なぜできないのかっていうところが、いまいち理解をできていないので、そういった説明をお願いします。
4:45:39	はい。関西電力若井です。傾斜の部分の天井ですけれども、以前発電所の方においでいただいたときに、動画の方でもちょっとお示しさせていただきましたが、
4:45:52	天井付近を密集するような形でシンプル配管が敷設されているような状況でございます。そのような状況というのをちょっとポンてお示した上で、
4:46:02	設置することができないと、そういうことをお示しできるよう、資料の方充実させていただきたいと思います。
4:46:17	規制庁の岩根所長松田。
4:46:53	はい。規制庁の今野です。ちょっと何か、我々が思ってたシンプル配管の傾斜のところのイメージと違ってですね、まず何かあった、いつも提出していただいたのいただいている断面図の、
4:47:07	断面の藤シムラ勝野断面の、
4:47:13	設計図みたいなものでは、シンプル配管、鶏舎のところの床面っていうんですかね、底面のところに、シンプルが張っている、
4:47:23	配線されていると思っていたんですけど、何かそうじゃなくて天井面のところにシンプルが廃棄、
4:47:30	にも範囲に配線されているっていうことだったので、ちょっとイメージが違いますだと。
4:47:36	そういうことであればちょっと以前見せていただいたビデオで、天井面の状態みたいなのが映っている場所があるのであれば、そういう、そのビデオを、のをトリミングしてですね、
4:47:49	その写真っていうんですかね、ちょっと資料の中に入れていただいて、こういう天井面の状態なんですと、だからどうしても工事が、
4:47:59	できないんです不可能なんですっていうところを、資料の方で表していただきたいと思います。
4:48:06	関西電力の方ご理解いただけますでしょうか。
4:48:10	はい、熊倉です。
4:48:12	シンプル配管室の傾斜の状況がわかるようなものをですねちょっと動画の方限られておりますけれども、そこから

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:48:22	の状態っていうのを見ていただけるようなものをちょっと見繕って、資料の方、
4:48:29	に充実させていただきたいと思います。
4:48:39	はい。規制庁の今野です。それではちょっと、そうですね、資料の方、よろしく願いいたします。
4:48:45	その上で少々お待ちください。
4:49:34	規制庁の岩根です。お待たせしました。衛藤。
4:49:38	庄野ちょっと時間もきて過ぎてかなり過ぎて、超過してしまっていることもありまして、表のところの確認については、今日はこれにて終わりにしたいと思います。
4:49:49	その上でちょっと残っているところについては、明日、
4:49:54	できれば数、また、ヒアリングの機会を設けたいと思っています。ちょっと具体的な時間については事務的に、後で東京支社を通して調整させていただければと思います。
4:50:07	関西電力の、におかれては、このスケジュールとかですね、そういったところはいかがでしょうか。
4:50:19	関西電力、熊倉です。
4:50:21	こちらについては、予定の方は特に問題ございません。ぜひよろしくお願い致します。
4:50:30	はい、規制庁の今野谷津、承知しました。
4:50:33	あと、
4:50:34	ちょっとお待ちください。
4:50:42	はい規制庁のようなやつ一つお待ちください。
4:51:42	はいすいません。規制庁の関です。とりあえず、
4:51:48	それなりに時間がかかるものだなと思ってちょっと今日はやりましたけれども、オペフロについては
4:51:59	ある程度ちゃんとお伝えをして、
4:52:02	保安水準ができる陸通についてまでは最後、
4:52:09	文言レベルを次確認すればいいのかなっていうところまで整理ができて、
4:52:15	最後換地設計はちょっと、すみません、返りがあるのかなっていうところは、というところが多分今日の大枠の話だと思います。
4:52:26	それで、
4:52:28	阿藤はすいませんちょっと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:52:32	格納容器内というのをちょっと忘れてしまっすみません新年度底エリアにないやとちょっと手つけちゃったんですけど基本的にはもう、
4:52:42	格納容器内から先にやっていきたいと思いますので、
4:52:46	ちょっとそれに従って、
4:52:49	今日できたところで反映すべきことがあれば、ちょっと、
4:52:55	コマースの朝ぐらいのところでご検討いただいてまた画面共有しながら議論を進めていくという形でお願いします。それで、あと明日、
4:53:05	またヒアリングの時間を取っておりますのでそこでちょっとつづきをできるだけやってとにかく格納容器内のエリアのところについては、
4:53:15	きちんとお伝えをして、
4:53:17	最後論点として残るところがあるのかないのかっていうところを最後ちょっと、というところまではきちんとやりたいと思います。
4:53:26	それから、
4:53:28	やっぱり新燃料中毒エリアのところやってたと聞いて
4:53:34	2 ちょっと私達と関西電力の方の違いで大きかったのは、やはり、私たちはちょっと環境条件ごとに全部整理をしてですね一貫通貫で、
4:53:51	整理してですねお話できるように準備しているんですけども、そこがちょっといや、やっぱりエリアにこだわられているというところの乖離が意外に大きくて、
4:54:05	ちょっと議論が止まってしまうというところがあるんだと認識しました。
4:54:10	それで、
4:54:12	とは言っても他方、
4:54:15	環境条件ごとの整理を関西電力の方もされているっていうお話も、
4:54:20	さっき先ほどありましたので、
4:54:22	やはりちょっとそこのところを示しながらですね話をした方が、進みとしては早いのではないのかと思ってますんで、その上で、
4:54:33	やっぱりエリアというところに関西電力がこだわられるのかどうかっていうところは
4:54:40	最後あるんだと思いますけれども、ちょっとそこは少し効率化する、効率的に話を進めていく観点で、ちょっとどこまで溝が見られるのかないというところはちょっと、
4:54:53	一言お伺いしたいと思うんですがいかがでしょうか。
4:55:30	すみません関西電力原子力事業本部鳴でございます。今の関様がまとめていただきましたが環境条件というところで整理を求められているところですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:55:42	個別の確認を進めていく中で、戸松がやはりエリアといったところの特性に合う落ちたちょっとやりとりになると。
4:55:52	いうところで、ちょっと行ったり期待感があるということをおっしゃってるのだと理解してございます。今、本日もですね示しかけたもの。
4:56:02	環境条件で整理したものというものも、表としてはございますので、またそのご確認いただけるとするならばですね、その辺りもご覧いただきながら、相互の理解、
4:56:15	私どもの理解がきちんとそこにそれで沿っていけるように、対応したいと思います。以上でございます。
4:56:26	はい。規制庁の関ですわかりましたでは、
4:56:31	明日のヒアリングの時にはその資料を提出資料としていただいて、見ながら議論するという形も必要に応じてやりながら、
4:56:41	共通理解の方に進めていきたいと思います。そういう意味からいけば、換地設計以外の一部を除いては
4:56:53	の手前ですね理屈までのところはそここのところで整理をしていけば、もうある程度、もう後はもう組み直しだけで、
4:57:02	綺麗になるかと思います。では、
4:57:06	換地設計はちょっと、ちょっと残ってる部分もあれば、これで終わりだよねっていう部分もあるというのが今の現状ですので、
4:57:15	その点をご理解ください。
4:57:18	具体した時間については一応ご連絡しますが、
4:57:24	他方ちょっと私自身も明日のSSPの高浜 12 号の話もしないといけないようなんで 1 日は取れませんので、
4:57:32	市、どちらもそれなりの案件だと思えますまた、私たち、御社の燃料体というも抱えているというところ。
4:57:42	の認可の可否も抱えているってところありますので、こればっかりに全部時間が取れないのでやっぱりちょっと今日は示していた、議論があったところで、
4:57:53	考えるべきところはきちんと火災感知器の方の方できちんと考えていただきたいと思いますこれお願いでございます私からは以上です。
4:58:13	はい、規制庁の今野です。関西電力から、他になれば、本日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。関西電力の方はいかがでしょうか。
4:58:36	関西電力吉澤でございます。ちょっとこちらで今後のスケジュール考えているところをお伝えしたいんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:58:46	現状三、四の審査継続中ではあるんですけども、後続プラントの申請も、もう4月末と。
4:58:57	いうふうに我々予定しておりまして、具体的には4月28日に申請したいと。後続というのは、M3とT1から4号、
4:59:09	になります。これを4月28日申請というふうに考えてございます。ただ今回、この34の議論を継続していて、基本設計方針も、
4:59:22	見直しが入ってくるということは重々承知はしているんですけども、来週ですね、山陽の
4:59:33	基本設計方針の方向性が見えたら、それを後続に反映して、28日に出したいというふうに考えてございます。明日もヒアリング。
4:59:46	設定していただきまして、来週も基本設計方針の
4:59:53	ヒアリング、あるかと思うんですけども、ちょっとこちらで考えてるのは、4月26日までに基本設計方針の方向性が見え、
5:00:06	だから、それを後続に反映して、28日申請というふうに考えてございます。
5:00:18	よろしくをお願いします。
5:00:20	規制庁の関です。ちょっと後続の話については、これはスケジュールヒアリングの方でお願いします。ここでは話をしません。
5:00:33	分にせよ、
5:00:35	はい。共通理解に至るためには、
5:00:43	それなりによってはきてると思うんですけど、
5:00:46	やっぱりお互いちょっと柔軟に頭は、
5:00:49	考え方合わせられるところ合わせていかないと、お互いいたことだけ言っていてっていうところだけではやっぱり有無、共通理解にはならないので、
5:00:59	そこをきちんと理屈あるところで、
5:01:03	話をしたいと考えています。
5:01:10	土台無理な話じゃないと思いますので、最後、きちっと仕上げたいというところですよ。よろしくをお願いします。もうこれ、これ以上は話求めません。私から以上です。
5:01:25	はい。規制庁の今野です。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
5:01:33	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。